

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% =30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

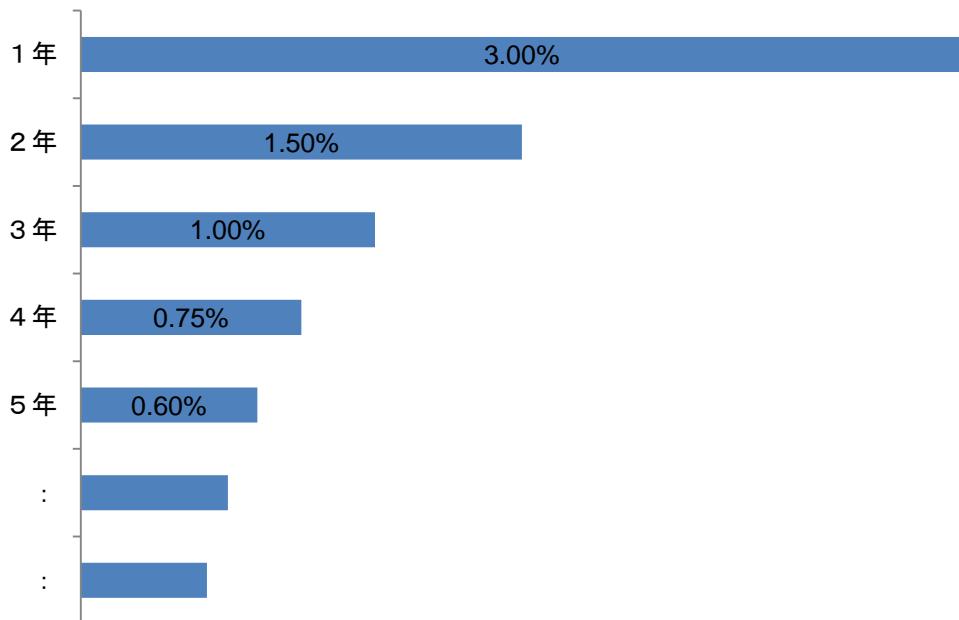
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。



インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド

追加型投信／海外／株式



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの販売会社、基準価額等は、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第306号

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	海外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ*
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	欧州 エマージング	ファミリー ファンド	為替ヘッジなし

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

委託会社の情報

委託会社名	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1990年11月15日
資本金	4,000百万円 (2020年1月末現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	1兆4,599億円 (2020年1月末現在)

当ファンドは、2020年6月22日をもって繰上償還を予定しております。
詳しくは、P4「追加的記載事項 繰上償還（信託終了）の予定について」をご覧ください。

■本書により行う、インベスコ 欧州東方拡大株式ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年3月18日に関東財務局長に提出しており、2020年3月19日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2020年4月9日に関東財務局長に提出しております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第

198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認します。

■ファンドの投資信託財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき、受託会社において分別管理されています。

■請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社より交付されます。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録してください。

■ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

ノ ファンドの目的

東欧諸国およびロシアの株式を実質的な主要投資対象^{*}とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

※「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。

ノ ファンドの特色

- 1 | 主として、マザーファンド^{*1}受益証券への投資を通じて、東欧諸国およびロシアの証券取引所に上場されている株式（DR（預託証券）を含みます）^{*2}に投資を行います。
- 2 | 中長期的な企業収益の成長性、市場の流動性、株価のバリュエーション（投資価値）などを総合的に勘案して選定した銘柄に投資します。
- 3 | 実質外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4 | インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド（英国、オックスフォードシャー）に、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

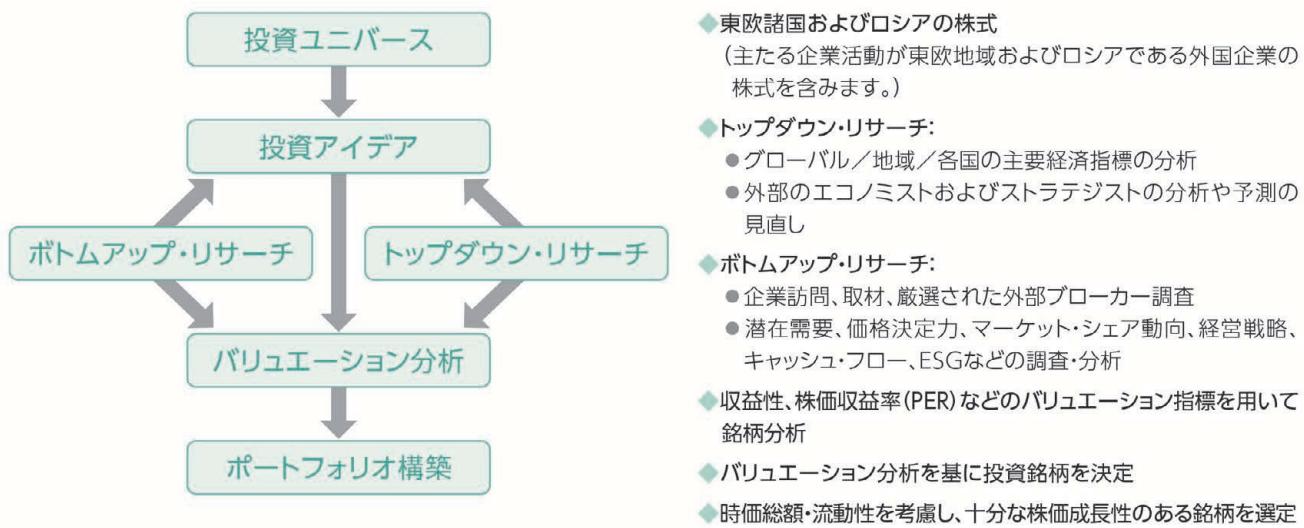
※1 ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド」です。

※2 主たる企業活動が東欧地域およびロシアである外国企業の株式にも投資します。また、米ドル建てのDRなどを含みますので、投資対象国以外の通貨を保有する場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの運用プロセス

- トップダウン・リサーチとボトムアップ・リサーチを組み合わせた実践的なアプローチを行います。
- 主要な投資銘柄に関して1年先の目標株価を設定し、定期的に見直しを実施します。
- 社内の企業調査と外部アナリストの企業調査を融合します。



* ファンドの運用プロセス等は、2020年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

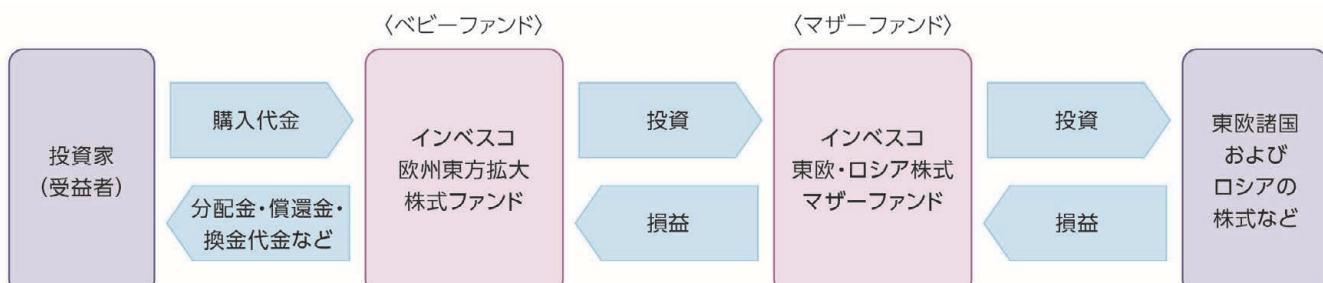
* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式*で運用を行います。

* ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。



ファンドの目的・特色

■主な投資制限

マザーファンドへの投資割合	制限を設けません。
株式および預託証券への実質投資割合 ^{※1}	制限を設けません。 ※ 1 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
同一銘柄の株式および預託証券への実質投資割合	投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
投資信託証券 ^{※2} への実質投資割合	投資信託財産の純資産総額の5 %以下とします。 ※ 2 マザーファンド受益証券は除きます。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定します。

■分配方針

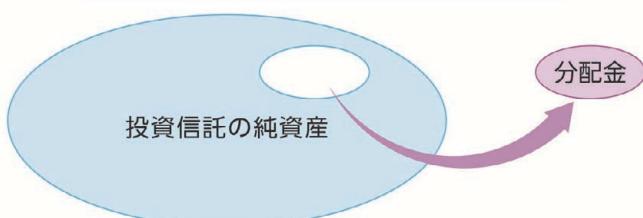
- 年1回の6月22日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

*上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



〈追加的記載事項〉

繰上償還（信託終了）の予定について

当ファンドは、2020年6月22日をもって繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

1. 繰上償還の理由

当ファンドは2005年6月14日の設定以来、東欧諸国およびロシアの株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりましたが、受益権総口数（2020年2月28日現在、約11.1億口）は、信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（25億口）を下回る状況となっております。

このため、運用方針に沿った運用の継続が困難となることが予想される状況を検討した結果、信託約款の規定に基づき、繰上償還を行うことが受益者の皆さんにとって有利であると判断いたしました。

2. 繰上償還の予定日程および手続き等

繰上償還は、以下の日程、手続きをもって実施する予定です。

繰上償還の予定日程

基準日／新聞公告日	2020年4月10日
異議申立期間	2020年4月10日から2020年5月15日まで
繰上償還の可否決定日	2020年5月18日
異議申立受益者の買取請求期間	2020年5月22日から2020年6月10日
繰上償還予定日	2020年6月22日

* 繰上償還の可否決定日に繰上償還の実施が確定した場合、2020年5月19日以降、購入のお申し込みは出来ません。換金のお申し込みは2020年6月18日まで通常通り受け付けます。

繰上償還にかかる異議申立の手続きは、基準日（2020年4月10日）時点の受益者を対象としております。

異議申立をされた受益者の合計受益権口数が、基準日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合、2020年6月22日に繰上償還を実施いたします。

ファンドは預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではないため、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。

基準価額の変動要因

ファンドは実質的に外国の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。



価格変動リスク

〈株式〉 株価の下落は、基準価額の下落要因です。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。



信用リスク 発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。

ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。



カントリー・リスク 投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。

新興国・地域への投資は、先進国への投資に比べ、「カントリー・リスク」「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。



為替変動リスク 為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。

ファンドは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。



流動性リスク 流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。

市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

*基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

投資信託に関する留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当を行なう場合や市場環境の急激な変化等により市場の流動性が低下した場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことがあります。

- マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リスクの管理体制

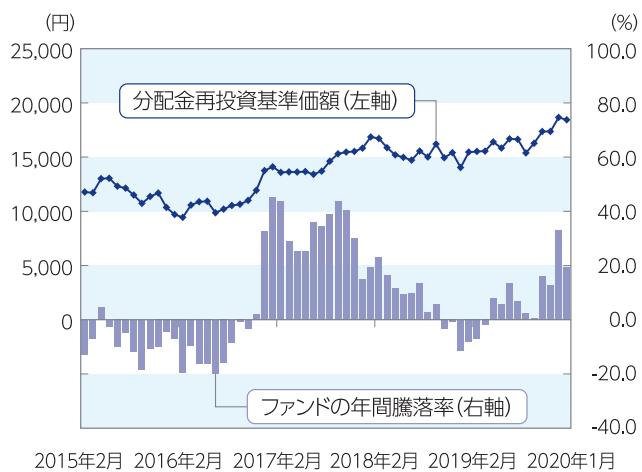
- 委託会社は、運用リスク管理委員会において、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。
- プロダクト・マネジメント本部は、ファンドのパフォーマンス状況などを運用リスク管理委員会に報告し、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。また、コンプライアンス部は、ファンドのガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、必要に応じて運用担当部署に是正を指示します。

*リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

投資リスク

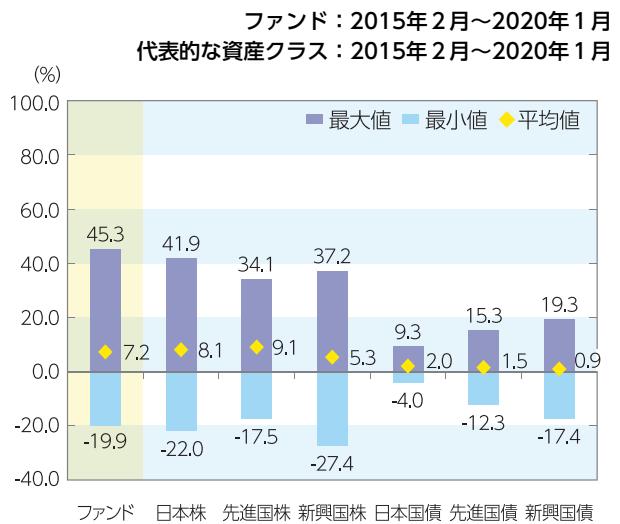
〈参考情報〉

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日本株 TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIXは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出した指数です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用的の停止を行う権利を有しています。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJP Morgan Chase & Co.及び関係会社（「JPモルガン」）に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

運用実績

2020年1月31日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額・純資産総額の推移（過去10年）



*基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

*分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	12,569円
純資産総額	1,399百万円

期間騰落率

期間	ファンド
1カ月	-1.2%
3カ月	6.2%
6カ月	10.8%
1年	19.3%
3年	30.8%
5年	76.5%
設定来	84.4%

*期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前／1万口当たり)

決算期	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	6,300円

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

資産配分

	純資産比
株式	98.0%
キャッシュ等	2.0%
銘柄数	35

*株式には預託証券を含んでおり、預託証券へ投資する場合、投資通貨は米ドルなどとなっています。

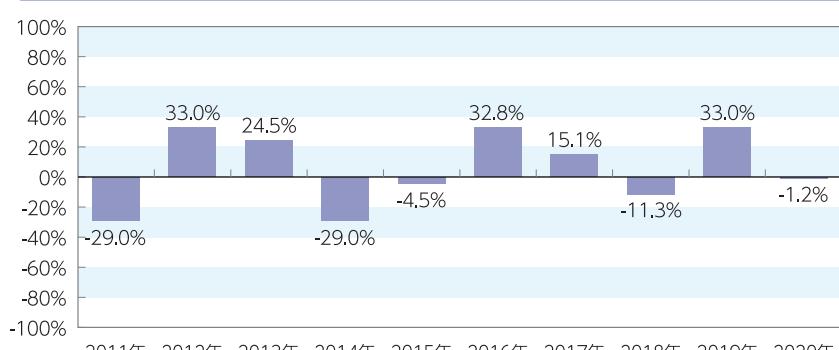
組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	ズベルバンク・オブ・ロシア	ロシア	銀行	9.4%
2	ルクオイル	ロシア	エネルギー	9.3%
3	ガスプロム	ロシア	エネルギー	8.0%
4	ノバテク	ロシア	エネルギー	7.5%
5	ロスネフチ	ロシア	エネルギー	4.9%
6	タトネフチ	ロシア	エネルギー	4.8%
7	MMCノリリスクニッケル	ロシア	素材	4.8%
8	OTP銀行	ハンガリー	銀行	4.3%
9	ポシュラクネ・ザクラド・ウベスピクゼン	ポーランド	保険	4.3%
10	モバイル・テレシステムズ	ロシア	電気通信サービス	3.5%

*国名は発行体の国籍（所在国）などで区分しています。

*業種はGICS（世界産業分類基準）に準じています。

年間收益率の推移



*ファンドにはベンチマークはありません。

*ファンドの年間收益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

*2020年は1月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

お申し込みメモ

購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 *分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2コースがあります。	購入・換金申込受付の中止および取り消し	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額	信託期間	無期限（設定日：2005年6月14日） ※ファンドは繰上償還を予定しており、当該繰上償還が決定した場合、信託期間は2020年6月22日までとなります。詳しくは、前記「追加的記載事項 繰上償還（信託終了）の予定について」をご覧ください。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。	繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権の総口数が25億口を下回ることとなった場合は、信託期間の途中で償還することができます。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。	決算日	毎年6月22日 (ただし、同日が休業日の場合は翌営業日)
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額	収益分配	年1回の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。 *「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。	信託金の限度額	1,000億円
購入・換金申込不可日	ロンドン証券取引所の休業日には、購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。	公 告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)	運用報告書	計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
購入の申込期間	2020年3月19日から 2020年9月16日まで* *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ※ファンドは繰上償還を予定しており、当該繰上償還が決定した場合、購入の申込期間は2020年5月18日までとなります。詳しくは、前記「追加的記載事項 繰上償還（信託終了）の予定について」をご覧ください。	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除は適用されません。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。		

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

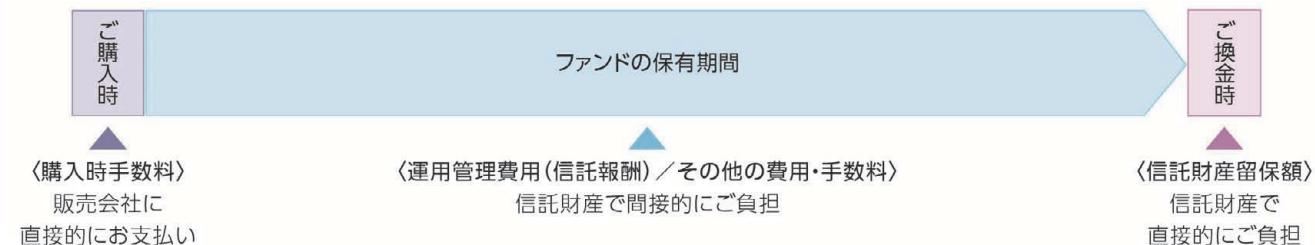
購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める 3.85% (税抜3.50%) 以内 の率を乗じて得た額 * 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.30% の率を乗じて得た額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の投資信託財産の純資産総額に 年率2.09% (税抜1.90%) を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払われます。信託報酬の配分は、以下の通り（税抜）とします。			
	配分先	委託会社	販売会社	受託会社
	役務の内容	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
その他の費用・手数料	配分（年率）	1.00%	0.80%	0.10%
* 委託会社が受け取る報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬が含まれています。				

* 上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

各費用をご負担いただく時期



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税：普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税：換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

*上記税率は2020年1月末現在の情報をもとに記載しています。

*少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*法人の場合は上記とは異なります。

*税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

MEMO

インベスコ・アセット・マネジメント



インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド

追加型投信／海外／株式



インベスコ・アセット・マネジメント

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)
ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

発行者名	： インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	： 代表取締役社長兼 CEO 佐藤 秀樹
本店の所在の場所	： 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階
縦覧に供する場所	： 該当事項はありません。

本書「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書です。

インベスコ 欧州東方拡大株式ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年3月18日に関東財務局長に提出しており、2020年3月19日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2020年4月9日に関東財務局長に提出しております。

本書は、当該有価証券届出書の内容（第三部 第2および第3に掲げる事項を除く）を記載した目論見書で、ご投資家の皆さまのご請求に基づき販売会社を通じてお渡しするものです。

インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド

投資信託説明書（請求目論見書）目次

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	3
第1 ファンドの状況	3
1 ファンドの性格	3
2 投資方針	11
3 投資リスク	19
4 手数料等及び税金	24
5 運用状況	31
第2 管理及び運営	37
1 申込（販売）手続等	37
2 換金（解約）手続等	38
3 資産管理等の概要	40
4 受益者の権利等	43
第3 ファンドの経理状況	44
1 財務諸表	46
2 ファンドの現況	71
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	72
第三部 委託会社等の情報	73
第1 委託会社等の概況	73
1 委託会社等の概況	73
2 事業の内容及び営業の概況	74
3 委託会社等の経理状況	75
4 利害関係人との取引制限	101
5 その他	101
信託約款	102

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド

以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・ファンドの受益権は、追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）で、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けます。
- ・受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ・社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。
- ・振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
- ・委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ・委託会社の依頼により、信用格付業者から提供または閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供または閲覧に供される予定の信用格付もありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

* 受益権1口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行（売出）価格】

購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「欧洲東方」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(5)【申込手数料】

- ・購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.85%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。

3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。

- ・「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

*「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7)【申込期間】

継続申込期間：2020年3月19日から2020年9月16日まで

*継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ファンドは繰上償還を予定しており、当該繰上償還が決定した場合、継続申込期間は2020年5月18日までとなります。詳しくは、後記「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格」中の「繰上償還（信託終了）の予定について」をご覧ください。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(9)【払込期日】

購入申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、購入代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。

継続申込期間における各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

*ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われます。

*ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(12)【その他】

- ・申込証拠金はありません。
- ・購入代金には利息を付しません。
- ・日本以外の地域における発行はありません。
- ・クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ・ロンドン証券取引所の休業日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
- ・ファンドに関する照会先は以下のとおりです。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドの目的	東欧諸国およびロシアの株式を実質的な主要投資対象 とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。
---------	--

信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
---------	--

ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信 追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内 海外 内外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式 不動産投信 資産複合	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

* ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

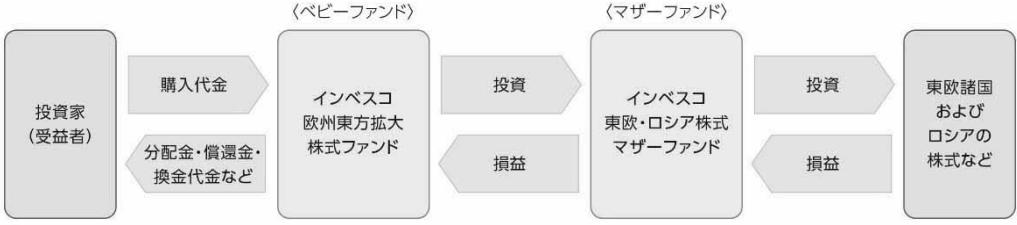
b. ファンドの属性区分

属性区分項目				属性区分の定義		
投資対象 資産	株式			目論見書または信託約款において、その他資産（投資信託証券）を投資対象とする旨の記載があるもの ファンドが投資対象とする投資信託証券（親投資信託）は、株式（一般）を投資対象としており、ファンドの実質的な投資収益の源泉は株式（一般）です		
	(一般)	(大型株)				
	(中小型株)					
	債券					
	(一般)	(公債)				
	(社債)	(その他債券)				
	(クレジット属性)					
	不動産投信					
	その他資産（投資信託証券）					
	資産複合					
決算頻度	(資産配分固定型)	(資産配分変更型)				
	年1回	年2回				
	年4回	年6回（隔月）				
	年12回（毎月）	日々				
投資対象 地域	グローバル	日本		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域、エマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの		
	北米	欧州				
	アジア	オセアニア				
	中南米	アフリカ				
	中近東（中東）	エマージング				
投資形態	ファミリーファンド			目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの		
	ファンド・オブ・ファンズ					
為替 ヘッジ	為替ヘッジあり			目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの		
	為替ヘッジなし					

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

* ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

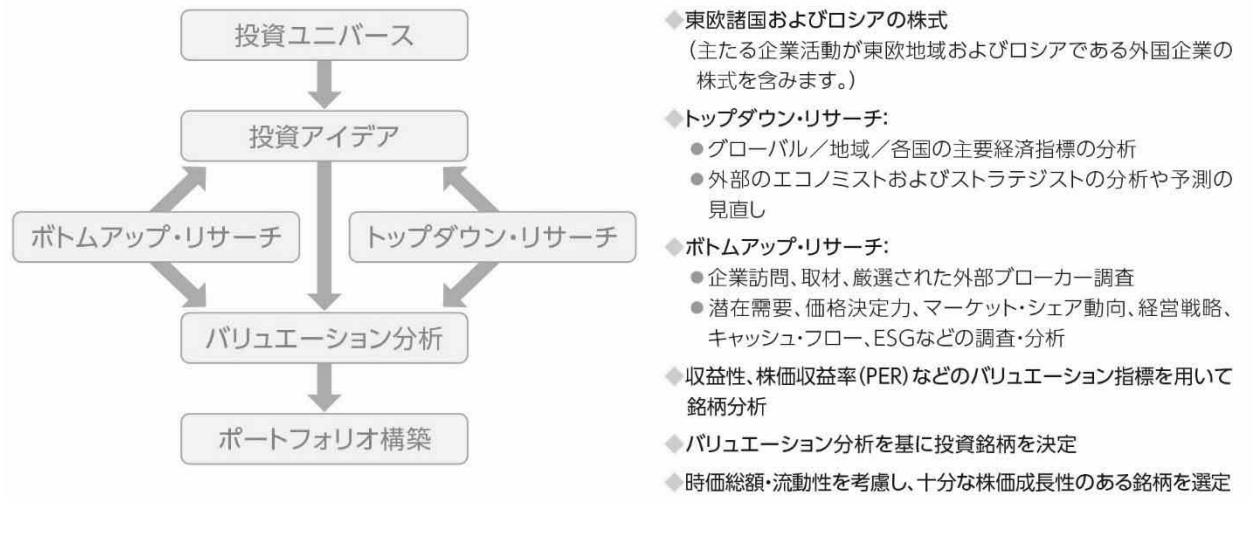
<p>1. ●</p>	<p>主として、マザーファンド¹受益証券への投資を通じて、東欧諸国およびロシアの証券取引所に上場されている株式（DR（預託証券）を含みます）²に投資を行います。</p> <p>1 ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド」です。</p> <p>2 主たる企業活動が東欧地域およびロシアである外国企業の株式にも投資します。また、米ドル建てのDRなどを含みますので、投資対象国以外の通貨を保有する場合があります。</p>
<p>2. ●</p>	<p>中長期的な企業収益の成長性、市場の流動性、株価のバリュエーション（投資価値）などを勘案して選定した銘柄に投資します。</p>
<p>3. ●</p>	<p>実質外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。</p>
<p>4. ●</p>	<p>インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド（英国、オックスフォードシャー）に、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。</p>
<p>5. ●</p>	<p>ファミリーファンド方式³で運用を行います。</p> <p>3 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して実質的な運用を行う仕組みです。</p> <p>なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式などに直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。</p>  <pre> graph LR A[投資家 (受益者)] -- "購入代金" --> B["<ベビーファンド> インベスコ 歐州東方拡大 株式ファンド"] B -- "投資" --> C["<マザーファンド> インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド"] C -- "投資" --> D["東欧諸国 および ロシアの 株式など"] B -- "損益" --> C C -- "損益" --> D </pre>

ファンドの運用プロセス

運用プロセス

トップダウン・リサーチとボトムアップ・リサーチを組み合わせた実践的なアプローチを行います。

主要な投資銘柄に関して1年先の目標株価を設定し、定期的に見直しを実施します。
社内の企業調査と外部アナリストの企業調査を融合します。



ファンドの運用プロセス等は、2020年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、
- ・あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
- ・* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったなどが含まれます。

繰上償還(信託終了)の予定について

当ファンドは、2020年6月22日をもって繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

1. 繰上償還の理由

当ファンドは2005年6月14日の設定以来、東欧諸国およびロシアの株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりましたが、受益権総口数(2020年2月28日現在、約11.1億口)は、信託約款に定める繰上償還の基準となる口数(25億口)を下回る状況となっております。

このため、運用方針に沿った運用の継続が困難となることが予想される状況を検討した結果、信託約款の規定に基づき、繰上償還を行うことが受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

2. 繰上償還の予定日程および手続き等

繰上償還は、以下の日程、手続きをもって実施する予定です。

繰上償還の予定日程

基準日 / 新聞公告日	2020年4月10日
異議申立期間	2020年4月10日から2020年5月15日まで
繰上償還の可否決定日	2020年5月18日
異議申立受益者の買取請求期間	2020年5月22日から2020年6月10日
繰上償還予定日	2020年6月22日

* 繰上償還の可否決定日に繰上償還の実施が確定した場合、2020年5月19日以降、購入のお申し込みは出来ません。換金のお申し込みは2020年6月18日まで通常通り受け付けます。

繰上償還にかかる異議申立の手続きは、基準日(2020年4月10日)時点の受益者を対象としております。

異議申立をされた受益者の合計受益権口数が、基準日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合、2020年6月22日に繰上償還を実施いたします。

(2) 【ファンドの沿革】

2005年6月14日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
2007年1月4日	投資信託振替制度への移行

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの運営の仕組み

a . ファンドの関係法人の概要



b . 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 <再信託受託会社> 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社 インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用指図、投資判断・発注などを行います。

c . 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社と締結している契約： 運用指図に関する権限の委託契約	委託会社が投資顧問会社に委託するマザーファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる投資顧問会社の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。

委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 (金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第306号)			
資本金	4,000百万円（2020年1月31日現在）			
沿革	1986年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 1990年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 1996年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 1998年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 2014年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更			
大株主の状況	(2020年1月31日現在)			
	名称	住所	所有株式数	所有比率
	インベスコ・ファーニ・イースト・リミテッド	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資態度	<ul style="list-style-type: none">・中長期的視点に立った企業収益の成長性などに焦点を当て、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、東欧諸国およびロシアの株式（国外に上場するDR（預託証券）を含みます。）を中心に投資します。・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。・中長期的な企業収益の成長性、市場の流動性、株価のバリュエーション（投資価値）などを総合的に勘案して選定した銘柄に投資します。・資産動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。・投資状況によりマザーファンドと同様の運用を行う場合があります。・インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに実質的運用の指図に関する権限を委託します。

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの））	<ul style="list-style-type: none">a . 有価証券b . デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第29条および第30条に定めるものに限ります。）c . 約束手形d . 金銭債権
投資対象とする有価証券	<p>委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <ul style="list-style-type: none">a . 株券または新株引受権証書b . 国債証券c . 地方債証券d . 特別の法律により法人の発行する債券e . 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）f . 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）g . 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）h . 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）i . 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定め

	<p>るものをいいます。)</p> <p>j. コマーシャル・ペーパー</p> <p>k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券</p> <p>l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a. からk. までの証券または証書の性質を有するもの</p> <p>m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）</p> <p>n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）</p> <p>o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）</p> <p>p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）</p> <p>q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）</p> <p>r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書</p> <p>s. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</p> <p>t. 外国の者に対する権利で前s. の有価証券の性質を有するもの</p>
投資対象とする金融商品	<p>委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。</p> <p>a. 預金</p> <p>b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）</p> <p>c. コール・ローン</p> <p>*前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。</p>

(3)【運用体制】

インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドにおけるファンドの運用体制

運用体制図						
チーフ・インベストメント・オフィサー (CIO)						
英國株式 チーム	歐州株式 チーム	グローバル 株式チーム	エマージング 株式チーム	…	債券チーム	マルチ・アセット チーム
マザーファンドの運用体制の概要		委託会社は、マザーファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに委託します。 マザーファンドの運用は、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドの「エマージング株式チーム」が担当します。				

ファンドの管理体制

内部管理および意思決定を監督する組織	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス部（5名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 プロダクト・マネジメント本部（15名程度）は、投資顧問会社およびファンドを定性・定量面からモニタリングし、パフォーマンス状況とともに運用リスク管理委員会に報告します。 運用リスク管理委員会（5名程度）は、プロダクト・マネジメント本部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 プロダクト・マネジメント本部は、定期的に投資顧問会社の定性面について精査し、経営委員会に報告します。 <p>*「3 投資リスク (3)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。</p>
運用に関する社内規程	ファンドの運用業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。
ファンドの関係法人に対する管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 投資顧問会社の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

上記運用体制における組織名称等は、2020年1月31日現在のものであり、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

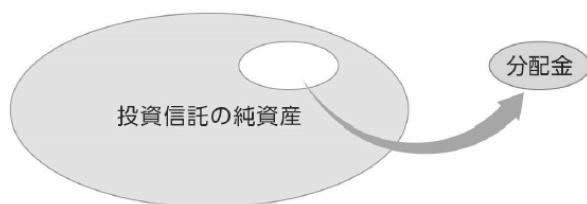
ファンドの決算日	年1回の6月22日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	<ul style="list-style-type: none"> 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰り越し分を含めた利子、配当収入と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
分配金の支払い	<p>a . 「分配金再投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。</p> <p>b . 「分配金受取りコース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。</p> <p>* 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。</p> <p>* 「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。</p>

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求ることはできません。

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(5) 【投資制限】

信託約款上の投資制限

マザーファンド受益証券への投資制限（運用の基本方針）	マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
株式および預託証券への投資制限（運用の基本方針）	株式および預託証券への実質投資割合 ¹ には、制限を設けません。 1 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式および預託証券への投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の株式および預託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債 ² への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 2 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。
投資信託証券への投資制限（運用の基本方針）	投資信託証券 ³ への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 3 マザーファンド受益証券を除きます。以下同じです。
デリバティブ取引の利用（運用の基本方針）	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
デリバティブ取引等にかかる投資制限（第22条第7項）	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
信用リスク集中回避のための投資制限（第25条の2）	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャヤー、債券等エクスポートジャヤー及びデリバティブ取引等エクスポートジャヤーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとします。

信用取引の指図（第28条）	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。 当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
先物取引等の運用指図（第29条）	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じです。）。 <ul style="list-style-type: none"> わが国の金融商品取引所⁴における有価証券先物取引 わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 <p>4 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。</p>
スワップ取引の運用指図（第30条）	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
有価証券の貸し付けの指図（第31条）	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第32条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指図（第33条）	投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借り入れ（第41条）	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。
---------------	--

上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

(参考) インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンドの投資方針

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
投資対象	東欧諸国およびロシアの証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式（国外に上場するD R（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
主な投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・株式の投資にあたっては、東欧諸国およびロシアの企業の株式を中心に、主たる企業活動がロシアおよび東欧地域である外国企業の株式にも投資します。 ・中長期的な企業収益の成長性、市場の流動性、株価のバリュエーション（投資価値）などを総合的に勘案して選定した銘柄に投資します。 ・株式の組入比率は原則として高位を保ちます。なお、市況動向などによっては一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。 ・外貨建資産に関しては原則として為替ヘッジを行いません。 ・資産動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ・インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式および預託証券への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・同一銘柄の株式および預託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

3 【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは実質的に外国の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク (株式)	《株価の下落は、基準価額の下落要因です。》 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。
信用リスク	《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。》 ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。
カントリー・リスク	《投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。》 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。 新興国・地域への投資は、先進国への投資に比べ、「カントリー・リスク」「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。
為替変動リスク	《為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。》 ファンドは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。

流動性リスク	<p>《流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。》</p> <p>市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。</p>
--------	---

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

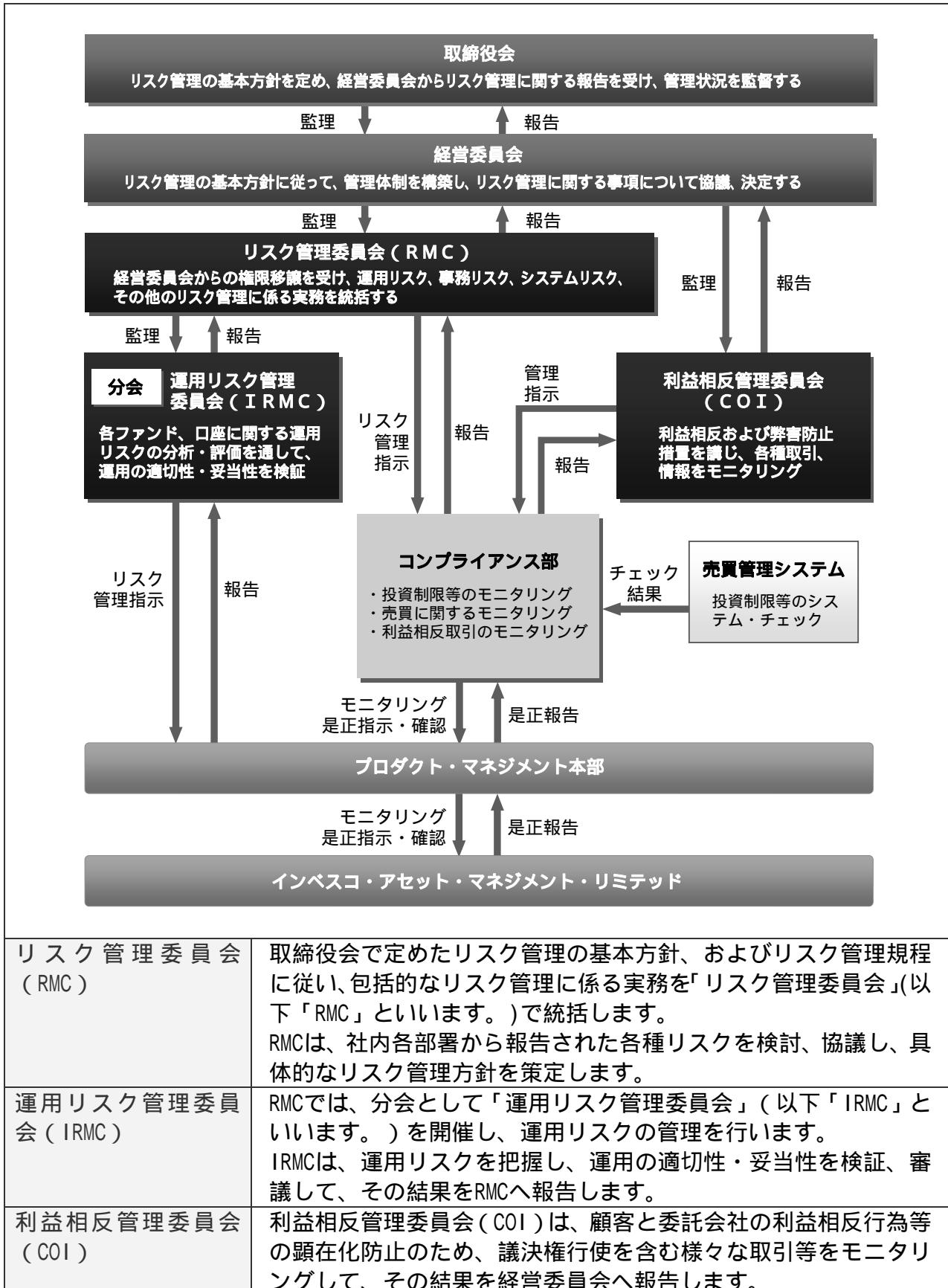
(2) その他の留意点

投資信託に関する留意点

換金資金手当に関する留意点	<p>ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等により市場の流動性が低下した場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことがあります。</p>
ファミリーファンド方式に関する留意点	<p>マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。</p>

(3) 投資リスクに対する管理体制

投資リスク管理体制の概要



関係部署の役割

コンプライアンス部	ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、その結果をRMCに報告します。また、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。
プロダクト・マネジメント本部	運用委託先から、ファンドのパフォーマンス状況などの情報開示を受け、その結果をIRMCに報告します。また、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 コンプライアンス部が実施しているガイドラインの遵守状況などのモニタリング結果に基づき、必要に応じて運用委託先へ是正を指示し、是正状況を確認します。 また、プロダクト・マネジメント本部は、定期的に投資顧問会社の定性面について精査し、経営委員会に報告します。

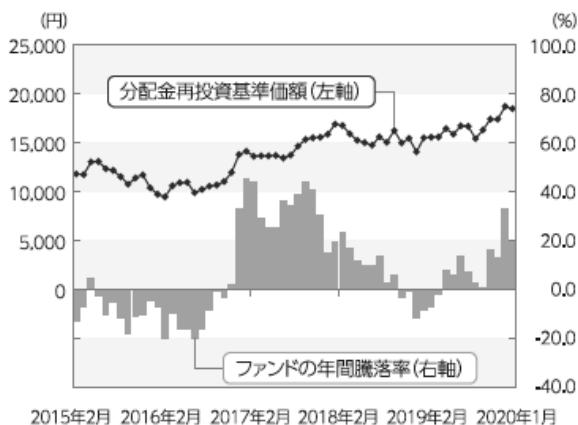
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドにおけるファンドの投資リスク管理体制

トレーディング・システム	投資ガイドラインや投資制限違反となる取引を事前に回避し、違反の可能性がある場合にはファンド・マネジャーに警告を発します。
インベストメント・オーバーサイトチーム	ポートフォリオ分析・モニタリングを行い、投資目的、ガイドライン、投資制限などの遵守状況を確認します。違反が認められた場合は、速やかにCIOおよびファンド・マネジャーに通知します。
CIOチャレンジ・プロセス	CIO、インベストメント・オーバーサイトチームヘッド、ファンド・マネジャーが出席し、主に以下の項目について議論します。 ・過去のパフォーマンスおよびリスク分析 ・過去の投資判断に関する定量・定性分析 ・現在のポートフォリオに関する定量・定性分析

上記「投資リスクに対する管理体制」における組織名称などは、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な投資リスク管理体制が変更されるものではありません。

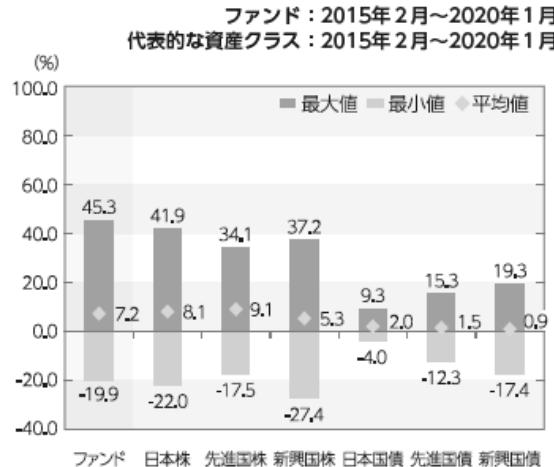
〈参考情報〉

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるよう作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日本株 TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIXは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出した指数です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJP Morgan Chase & Co.及び関係会社（「JPモルガン」）に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	<ul style="list-style-type: none">・ 購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.85%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。・ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。</p>
分配金の再投資にかかる手数料	「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2) 【換金(解約)手数料】<投資者が直接的に負担する費用>

換金(解約)手数料	ファンドの換金(解約)にあたり、手数料はありませんが、信託財産留保額を控除いたします。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。

* 「信託財産留保額」とは、換金(解約)する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金(解約)する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3) 【信託報酬等】<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

信託報酬の額	日々の投資信託財産の純資産総額に年率2.09%（税抜き1.90%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。																		
信託報酬の配分	<p>信託報酬の配分は、以下の通り（税抜き）とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分 (年率)</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.10%</td> <td>1.90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 委託会社が受け取る報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先である、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜き）×40%により計算された報酬額が支払われます。</p> <p>信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table>	配分 (年率)	委託会社	販売会社	受託会社	合計		1.00%	0.80%	0.10%	1.90%	配分先	役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
配分 (年率)	委託会社	販売会社	受託会社	合計															
	1.00%	0.80%	0.10%	1.90%															
配分先	役務の内容																		
委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等																		
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等																		
受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等																		
支払方法	毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。																		

(4) 【その他の手数料等】<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

信託事務の諸費用

該当する費用	<ul style="list-style-type: none"> 組入有価証券売買時の売買委託手数料 先物取引やオプション取引等に要する費用 資産を外国で保管する場合の費用 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 受託会社の立て替えた立替金の利息 投資信託財産に関する租税 信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

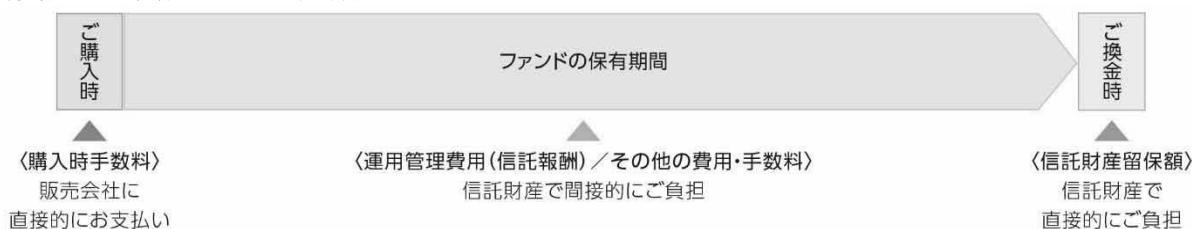
その他信託事務の諸費用

該当する費用	<ul style="list-style-type: none"> 監査費用（ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用） 法律顧問および税務顧問への報酬 受益権の管理事務等に関連する費用 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用 		
計算方法等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">その他信託事務の諸費用 上限固定率</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。 	その他信託事務の諸費用 上限固定率	純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）
その他信託事務の諸費用 上限固定率			
純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%）			
支払方法	毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。		

上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（参考）

各費用をご負担いただく時期



<照会先>

上記、手数料等に関する詳細は、お申し込みの販売会社または以下の照会先へお問い合わせください。

照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取り扱いは、以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。 	
	2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)
	2038年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)
<ul style="list-style-type: none"> 原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。 		
解約金および償還金に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。 	
	2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)
	2038年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)
<ul style="list-style-type: none"> 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。 		
損益通算について	<ul style="list-style-type: none"> 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算することができます。 解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。 <p>* 特定口座にかかる課税上の取り扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。</p>	

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。	
	2037年12月31日まで	15.315%
	2038年1月1日以降	15%
・源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。		

個別元本について

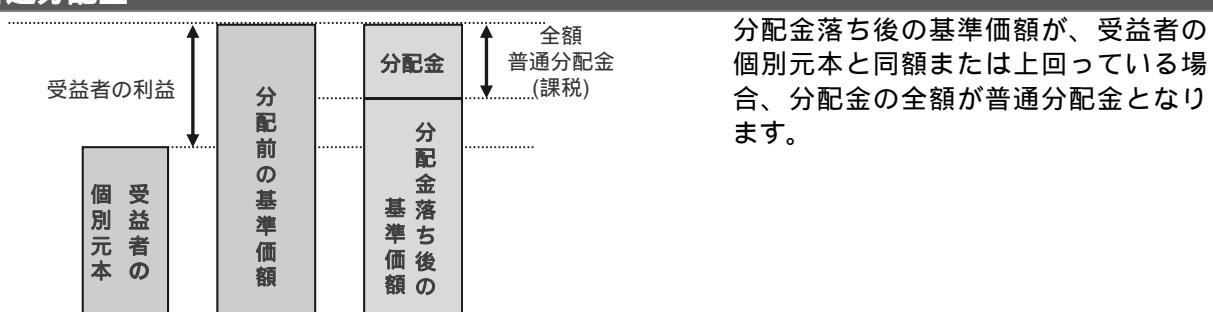
- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

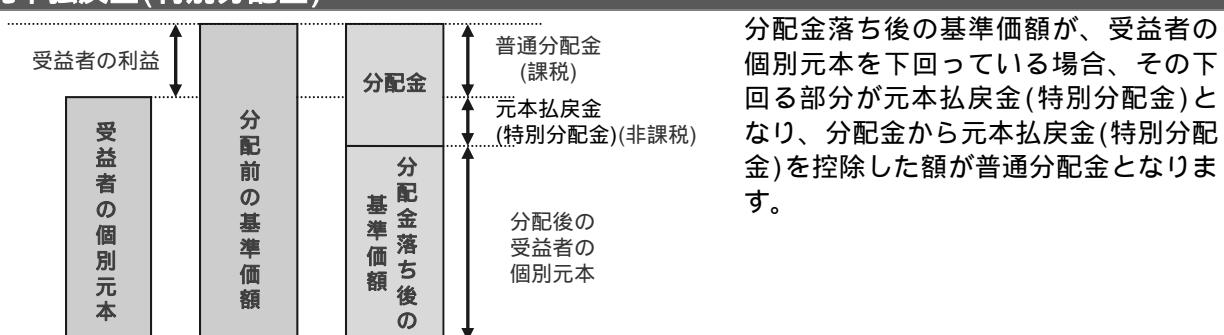
追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

普通分配金



上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

元本払戻金（特別分配金）



上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

上記は、2020年1月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(2020年1月31日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,402,409,851	100.23
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		3,313,113	0.23
合 計(純資産総額)		1,399,096,738	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(参考)インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	ロシア	1,037,215,039	73.96
	ポーランド	146,084,721	10.41
	ハンガリー	60,928,952	4.34
	キプロス	35,548,652	2.53
	スイス	29,702,673	2.11
	ポルトガル	24,978,250	1.78
	イギリス	18,828,837	1.34
	オーストリア	11,864,647	0.84
	チェコ	9,174,900	0.65
	小 計	1,374,326,671	97.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		28,071,758	2.00
合 計(純資産総額)		1,402,398,429	100.00

(2) 【投資資産】(2020年1月31日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 (円)	評価額単価 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド	579,675,878	2.1262 1,232,520,513	2.4193 1,402,409,851	100.23

種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.23
合 計	100.23

(参考)インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	ロシア	株式	SBERBANK	銀行	73,650	1,668.61	122,893,715	1,783.67	131,367,759	9.36
2	ロシア	株式	LUKOIL PJSC-SPON	エネルギー	11,800	9,054.16	106,839,102	11,058.68	130,492,471	9.30
3	ロシア	株式	PJSC GAZPROM	エネルギー	143,000	788.01	112,686,174	789.37	112,880,808	8.04
4	ロシア	株式	NOVATEK PJSC GDR REGS	エネルギー	5,150	22,357.30	115,140,095	20,416.03	105,142,565	7.49
5	ロシア	株式	ROSNEFT OIL PJSC-GDR	エネルギー	82,150	718.70	59,041,649	828.63	68,072,602	4.85
6	ロシア	株式	TATNEFT PAO-SPONSORED GDR	エネルギー	8,350	7,853.41	65,575,979	8,048.62	67,206,044	4.79
7	ロシア	株式	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	素材	18,550	2,457.12	45,579,609	3,597.88	66,740,848	4.75
8	ハンガリー	株式	OTP BANK	銀行	11,900	4,198.54	49,962,717	5,120.08	60,928,952	4.34
9	ポーランド	株式	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN	保険	52,450	1,192.53	62,548,261	1,137.61	59,667,749	4.25
10	ロシア	株式	MOBILE TELESYSTEMS	電気通信サービス	87,250	478.77	41,772,979	569.07	49,651,801	3.54
11	ロシア	株式	GAZPROM NEFT-SPONSORED	エネルギー	9,900	3,463.74	34,291,082	3,931.61	38,922,969	2.77
12	キプロス	株式	TCS GROUP HOLDING	銀行	13,900	1,968.53	27,362,608	2,557.45	35,548,652	2.53
13	ロシア	株式	UNITED COMPANY RUSAL	素材	552,000	46.19	25,497,763	59.67	32,937,840	2.34
14	スイス	株式	WIZZ AIR HOLDINGS	運輸	4,950	4,936.15	24,433,984	6,000.54	29,702,673	2.11
15	ロシア	株式	X 5 RETAIL GROUP GDR	食品・生活必需品小売	7,050	3,697.13	26,064,795	4,057.03	28,602,076	2.03
16	ロシア	株式	ALROSA PJSC	素材	191,300	153.77	29,417,081	143.41	27,435,079	1.95
17	ポーランド	株式	KRUK	各種金融	5,900	5,220.12	30,798,743	4,631.70	27,327,065	1.94
18	ロシア	株式	SURGUTNEFTEGAS	エネルギー	440,850	70.88	31,251,416	61.61	27,164,692	1.93
19	ポルトガル	株式	JERONIMO MARTINS	食品・生活必需品小売	13,400	1,719.08	23,035,766	1,864.04	24,978,250	1.78
20	ロシア	株式	YANDEX NV-A	メディア・娯楽	4,900	4,155.18	20,360,412	5,005.85	24,528,685	1.74
21	ロシア	株式	PJSC MOSCOW EXCHANGE-RTS	各種金融	109,250	153.77	16,799,875	191.61	20,934,312	1.49
22	ポーランド	株式	WARSAW STOCK EXCHANGE	各種金融	17,350	1,165.63	20,223,716	1,186.64	20,588,326	1.46
23	ロシア	株式	DETSKY MIR PJSC	小売	102,650	149.41	15,337,162	199.90	20,520,451	1.46
24	ロシア	株式	TMK PAO GDR-REG S	エネルギー	51,400	423.15	21,750,053	384.98	19,788,064	1.41
25	イギリス	株式	KAZ MINERALS	素材	28,650	795.78	22,799,266	657.20	18,828,837	1.34
26	ロシア	株式	MAGNITOGORSK IRON & STEEL WORKS	素材	18,550	992.44	18,409,873	1,006.62	18,672,871	1.33
27	ロシア	株式	GLOBALTRA-SPONS GDR-S	運輸	18,850	997.89	18,810,396	945.55	17,823,621	1.27
28	ロシア	株式	ETALON GROUP GDR-S	不動産	63,100	222.48	14,038,640	253.01	15,965,512	1.13
29	ポーランド	株式	CCC	耐久消費財・アパレル	4,500	4,544.84	20,451,798	2,802.00	12,609,000	0.89
30	ロシア	株式	PHOSAGRO PJSC-GDR S	素材	8,850	1,406.87	12,450,835	1,397.05	12,363,969	0.88

種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー	40.62
	銀行	16.76
	素材	12.61
	各種金融	4.90
	保険	4.25
	食品・生活必需品小売り	3.82
	電気通信サービス	3.54
	運輸	3.38
	メディア・娯楽	2.55
	不動産	1.98
	小売	1.46
	耐久消費財・アパレル	0.89
	食品・飲料・タバコ	0.65
	公益事業	0.52
合計		97.99

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第5期計算期間(2010年6月22日現在)	3,606	3,606	0.8001	0.8001
第6期計算期間(2011年6月22日現在)	3,288	3,288	0.8782	0.8782
第7期計算期間(2012年6月22日現在)	2,208	2,208	0.6495	0.6495
第8期計算期間(2013年6月24日現在)	2,149	2,149	0.8286	0.8286
第9期計算期間(2014年6月23日現在)	2,039	2,039	0.9378	0.9378
第10期計算期間(2015年6月22日現在)	1,654	1,654	0.8579	0.8579
第11期計算期間(2016年6月22日現在)	1,245	1,245	0.6972	0.6972
第12期計算期間(2017年6月22日現在)	1,443	1,443	0.8787	0.8787
第13期計算期間(2018年6月22日現在)	1,336	1,336	0.9976	0.9976
第14期計算期間(2019年6月24日現在)	1,341	1,341	1.1187	1.1187
2019年1月末日	1,321	-	1.0536	-
2019年2月末日	1,309	-	1.0577	-
2019年3月末日	1,301	-	1.0600	-
2019年4月末日	1,350	-	1.1178	-
2019年5月末日	1,297	-	1.0788	-
2019年6月末日	1,361	-	1.1369	-
2019年7月末日	1,341	-	1.1340	-
2019年8月末日	1,239	-	1.0484	-
2019年9月末日	1,303	-	1.1092	-
2019年10月末日	1,377	-	1.1834	-
2019年11月末日	1,363	-	1.1835	-
2019年12月末日	1,435	-	1.2717	-
2020年1月末日	1,399	-	1.2569	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第5期計算期間	0.0000
第6期計算期間	0.0000
第7期計算期間	0.0000
第8期計算期間	0.0000
第9期計算期間	0.0000
第10期計算期間	0.0000
第11期計算期間	0.0000
第12期計算期間	0.0000
第13期計算期間	0.0000
第14期計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第5期計算期間	32.18
第6期計算期間	9.76
第7期計算期間	26.04
第8期計算期間	27.58
第9期計算期間	13.18
第10期計算期間	8.52
第11期計算期間	18.73
第12期計算期間	26.03
第13期計算期間	13.53
第14期計算期間	12.14
第15期中間計算期間 (自 2019年6月25日 至 2019年12月24日)	12.40

(注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第5期計算期間	453,784,591	1,160,708,946
第6期計算期間	427,826,429	1,190,621,758
第7期計算期間	311,773,699	655,902,881
第8期計算期間	118,894,748	924,990,707
第9期計算期間	91,301,601	510,767,098
第10期計算期間	241,447,141	487,048,320
第11期計算期間	91,775,902	233,950,913
第12期計算期間	198,008,309	342,000,598
第13期計算期間	56,948,400	360,336,347
第14期計算期間	15,066,572	155,742,865
第15期中間計算期間 (自 2019年6月25日 至 2019年12月24日)	8,529,850	73,160,119

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額・純資産総額の推移（過去10年）



* 基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

* 分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	12,569円
純資産総額	1,399百万円

期間騰落率

期間	ファンド
1カ月	-1.2%
3カ月	6.2%
6カ月	10.8%
1年	19.3%
3年	30.8%
5年	76.5%
設定来	84.4%

* 期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前／1万口当たり)

決算期	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	6,300円

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

資産配分

	純資産比
株式	98.0%
キャッシュ等	2.0%
銘柄数	35

* 株式には預託証券を含んでおり、預託証券へ投資する場合、投資通貨は米ドルなどとなっています。

組入上位5カ国

	国名	純資産比
1	ロシア	74.0%
2	ポーランド	10.4%
3	ハンガリー	4.3%
4	キプロス	2.5%
5	スイス	2.1%

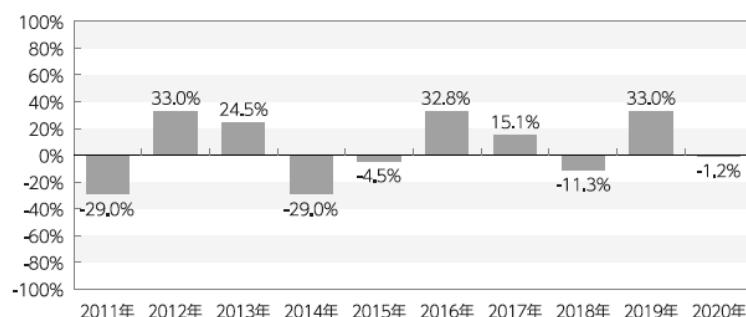
組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	ズベルバンク・オブ・ロシア	ロシア	銀行	9.4%
2	ルクオイル	ロシア	エネルギー	9.3%
3	ガスプロム	ロシア	エネルギー	8.0%
4	ノバテク	ロシア	エネルギー	7.5%
5	ロスネフチ	ロシア	エネルギー	4.9%
6	タトネフチ	ロシア	エネルギー	4.8%
7	MMCノリリスクニッケル	ロシア	素材	4.8%
8	OTP銀行	ハンガリー	銀行	4.3%
9	ポシュラクネ・ザクラド・ウベスピクゼン	ポーランド	保険	4.3%
10	モバイル・テレシステムズ	ロシア	電気通信サービス	3.5%

* 国名は発行体の国籍（所在国）などで区分しています。

* 業種はGICS（世界産業分類基準）に準じています。

年間收益率の推移



* ファンドにはベンチマークはありません。

* ファンドの年間收益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

* 2020年は1月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「分配金再投資コース」をお申し込みいただく投資者は、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
購入申込不可日	ロンドン証券取引所の休業日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金受取りコース」の2コースがあります。 * 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
購入申込締切時間	・原則として毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.85%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「分配金再投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「分配金受取りコース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・ 販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・ 委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・ 受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
---------------------	--

2 【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金申込不可日	ロンドン証券取引所の休業日には、換金のお申し込みの受け付けを行いません。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	<p>原則として、毎営業日の午後3時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。</p> <p>当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。</p>
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

換金の申し込み受け付けの中止等	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
買取請求	買取のご請求については、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。ただし、販売会社によっては買取の取り扱いを行わない場合があります。
償還金の支払い	<p>原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。</p> <p>償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。</p>

<照会先>

上記、購入価額および換金価額に関する詳細は、以下の照会先へお問い合わせください。

照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

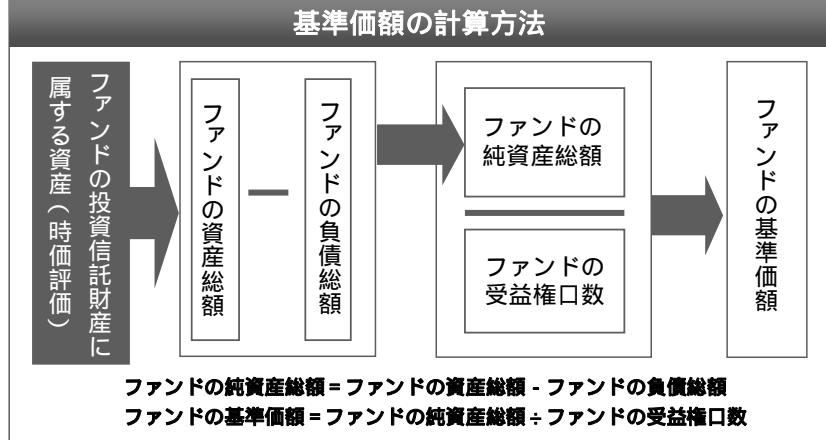
お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算定	<p>基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。</p> <p>基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <div data-bbox="573 579 1399 1019" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>基準価額の計算方法</p>  $\text{Fund's Net Asset Value} = \text{Fund's assets (market value)} - \text{Fund's total liabilities}$ $\text{Fund's NAV} = \text{Fund's Net Asset Value} \div \text{Number of beneficiaries}$ </div>						
基準価額の算出頻度と公表	<p>基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「欧州東方」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。</p> <p>なお、基準価額は便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。</p> <p style="text-align: center;">基準価額の照会先</p> <div data-bbox="573 1327 1399 1545" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>インベスコ・アセット・マネジメント株式会社</p> <hr/> <p>お問い合わせダイヤル 03-6447-3100</p> <p>受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで</p> <p>ホームページ http://www.invesco.co.jp/</p> </div>						
主な投資資産の評価方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">投資資産</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">親投資信託 受益証券</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">親投資信託受益証券の基準価額で評価します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">株式</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。</td> </tr> </tbody> </table>	投資資産	評価方法	親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。	株式	原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。
投資資産	評価方法						
親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。						
株式	原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。						

(2)【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 * ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
---------	---

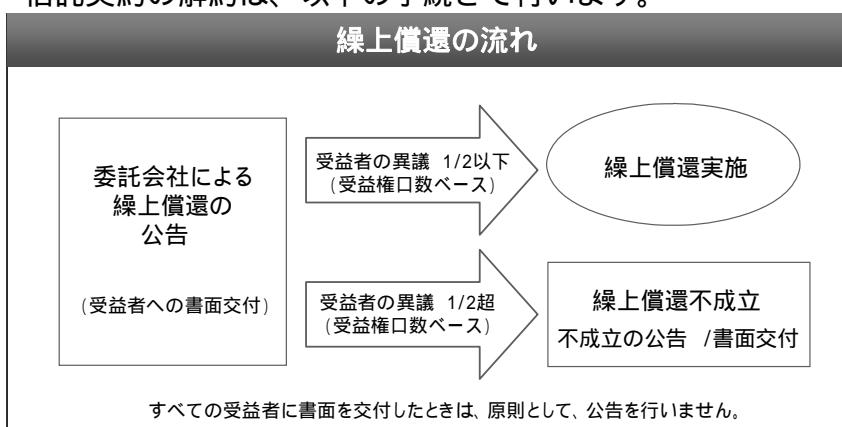
(3)【信託期間】

ファンドの信託期間	無期限（設定日：2005年6月14日）とします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が25億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還があります。 ファンドは繰上償還を予定しており、当該繰上償還が決定した場合、信託期間は2020年6月22日までとなります。詳しくは、前記「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格」中の「繰上償還（信託終了）の予定について」をご覧ください。
-----------	--

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎年6月23日から翌年6月22日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
-----------	--

(5)【その他】

繰上償還	<ul style="list-style-type: none">委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が25億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 <p style="text-align: center;">繰上償還の流れ</p>  <p>すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>* 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下回らないものとします。</p>
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> * 上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が1ヶ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 * 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
信託約款の変更	<ul style="list-style-type: none"> 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができます。 委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>重大な信託約款の変更の流れ</p> <pre> graph LR A["委託会社による 約款変更の 公告 (受益者への書面交付)"] --> B["受託者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)"] B --> C["約款変更実施"] B --> D["受託者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)"] D --> E["約款変更不成立 不成立の公告 / 書面交付"] </pre> <p>すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> * 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下回らないものとします。 * 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
反対者の買取請求	<p>委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（1ヶ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。</p> <p>この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。</p>
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	<ul style="list-style-type: none"> 委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了前に、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 委託会社と投資顧問会社との間で締結される「運用指図に関する権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または投資顧問会社いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。

運用報告書	<ul style="list-style-type: none"> 委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、販売会社を通じて、知れている受益者に対して交付します。 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	<ul style="list-style-type: none"> 受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	<ul style="list-style-type: none"> 受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(2018年6月23日から2019年6月24日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年8月21日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

尾島田少輔

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ・欧州東方拡大株式ファンドの2018年6月23日から2019年6月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・欧州東方拡大株式ファンドの2019年6月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 (2018年6月22日現在)	第14期 (2019年6月24日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,352,342,657	1,355,624,679
未収入金	87,542	147,989
流動資産合計	1,352,430,199	1,355,772,668
資産合計	1,352,430,199	1,355,772,668
負債の部		
流動負債		
未払解約金	189,278	420,725
未払受託者報酬	798,612	711,095
未払委託者報酬	14,374,972	12,799,666
その他未払費用	798,494	710,980
流動負債合計	16,161,356	14,642,466
負債合計	16,161,356	14,642,466
純資産の部		
元本等		
元本	1,339,541,742	1,198,865,449
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損 金()	3,272,899	142,264,753
(分配準備積立金)	308,916,196	325,008,108
元本等合計	1,336,268,843	1,341,130,202
純資産合計	1,336,268,843	1,341,130,202
負債純資産合計	1,352,430,199	1,355,772,668

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第13期 自 2017年6月23日 至 2018年6月22日	第14期 自 2018年6月23日 至 2019年6月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	238,684,747	183,043,424
営業収益合計	238,684,747	183,043,424
営業費用		
受託者報酬	1,640,838	1,441,768
委託者報酬	29,534,904	25,951,731
その他費用	1,640,595	1,441,530
営業費用合計	32,816,337	28,835,029
営業利益又は営業損失()	205,868,410	154,208,395
経常利益又は経常損失()	205,868,410	154,208,395
当期純利益又は当期純損失()	205,868,410	154,208,395
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	56,089,529	10,150,349
期首剩余金又は期首次損金()	199,260,869	3,272,899
剩余金増加額又は欠損金減少額	46,209,089	1,479,606
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	43,188,406	682,312
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	3,020,683	797,294
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	3,272,899	142,264,753

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表 作成のための基 本となる重要な 事項	計算期間末日の取扱い 2019年6月22日及び23日が休日のため、信託約款第44条第2項により、当計算期間末日を2019年6月24日としております。このため、当計算期間は367日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

第13期 (2018年6月22日現在)	第14期 (2019年6月24日現在)
1. 期首元本額 1,642,929,689円	1. 期首元本額 1,339,541,742円
期中追加設定元本額 56,948,400円	期中追加設定元本額 15,066,572円
期中解約元本額 360,336,347円	期中解約元本額 155,742,865円
2. 計算期間末日における受益権の総数 1,339,541,742口	2. 計算期間末日における受益権の総数 1,198,865,449口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,272,899円であります。	3. 元本の欠損 _____

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 2017年6月23日 至 2018年6月22日	第14期 自 2018年6月23日 至 2019年6月24日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 6,077,140円	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者が受ける報酬（委託者報酬のうち、販売会社へ支払う報酬を除いた金額）の40%の金額を、当該報酬の中から支払っています。

第13期 自 2017年6月23日 至 2018年6月22日	第14期 自 2018年6月23日 至 2019年6月24日
<p>2.分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(48,246,400円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(356,095,365円)及び分配準備積立金(260,669,796円)より分配対象収益は665,011,561円(1万口当たり4,964.46円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>2.分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(51,460,245円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(322,044,286円)及び分配準備積立金(273,547,863円)より分配対象収益は647,052,394円(1万口当たり5,397.19円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券は、インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンドです。</p> <p>親投資信託受益証券は、株式の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされております。</p> <p>また、親投資信託受益証券は、為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、親投資信託受益証券に対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、親投資信託受益証券が利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。</p>
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。</p> <p>RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 (2018年6月22日現在)	第14期 (2019年6月24日現在)
1. 貸借対照表 計上額、時価 及びこれら の差額	貸借対照表計上額は期末の時価で 計上しているため、その差額はありま せん。	同左
2. 時価の算定 方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に關 する注記)」に記載してあります。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短 期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融 商品の時価を帳簿価額としておりま す。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の 時価等に關 する事項の 補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基 づく価額のほか、市場価格がない場合 には合理的に算定された価額が含ま れております。当該価額の算定におい ては一定の前提条件等を採用してい るため、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第13期 (2018年6月22日現在)	第14期 (2019年6月24日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	179,701,334	172,913,098
合計	179,701,334	172,913,098

(デリバティブ取引等に関する注記)

第13期 (2018年6月22日現在)	第14期 (2019年6月24日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第13期 自 2017年6月23日 至 2018年6月22日	第14期 自 2018年6月23日 至 2019年6月24日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第13期 (2018年6月22日現在)	第14期 (2019年6月24日現在)
1口当たり純資産額 0.9976円 (1万口当たり純資産額 9,976円)	1口当たり純資産額 1.1187円 (1万口当たり純資産額 11,187円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(2019年6月24日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド	636,892,027	1,355,624,679	
	合計	636,892,027	1,355,624,679	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区分	注記番号	(2018年6月22日現在)	(2019年6月24日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		17,776,428	18,797,482
コール・ローン		55,399	60,201
株式		1,327,669,939	1,334,675,059
派生商品評価勘定		12,848	168
未収入金		6,029,078	13,279,770
未収配当金		852,493	-
流動資産合計		1,352,396,185	1,366,812,680
資産合計		1,352,396,185	1,366,812,680
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	48,723
未払金		-	10,994,604
未払解約金		87,542	147,989
流動負債合計		87,542	11,191,316
負債合計		87,542	11,191,316
純資産の部			
元本等			
元本		727,848,578	636,892,027
剰余金			
剰余金又は欠損金()		624,460,065	718,729,337
元本等合計		1,352,308,643	1,355,621,364
純資産合計		1,352,308,643	1,355,621,364
負債純資産合計		1,352,396,185	1,366,812,680

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。)又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、本書における開示対象ファンドの計算期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年總理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2018年6月22日現在)		
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額		911,781,110円
同期中における追加設定元本額		30,957,760円
同期中における解約元本額		214,890,292円
同計算期間末日における元本の内訳 (保有ファンド名) (金額)		
インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド		727,848,578円
合計		727,848,578円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数		727,848,578口

(2019年6月24日現在)	
1.本書における開示対象ファンドの期首における	
当該親投資信託の元本額	727,848,578円
同期中における追加設定元本額	7,993,842円
同期中における解約元本額	98,950,393円
同計算期間末日における元本の内訳	
(保有ファンド名)	(金額)
インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド	636,892,027円
合計	636,892,027円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における	
当該親投資信託の受益権の総数	636,892,027口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っています。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、外国の株式を主要投資対象としています。 外国の株式は、株式の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされております。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2018年6月22日現在)	(2019年6月24日現在)
1. 貸借対照表 計上額、時価 及びこれら の差額	貸借対照表計上額は本書における 開示対象ファンドの計算期間末日の 時価で計上しているため、その差額は ありません。	同左
2. 時価の算定 方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に關 する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に關する 注記)」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、 短期間で決済されることから、時価 は帳簿価額と近似しているため、當 該金融商品の時価を帳簿価額として あります。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の 時価等に關 する事項の 補足事項	当ファンドに投資する証券投資信 託の「(金融商品に關する注記)」に記 載しております。	同左

(有価証券に關する注記)

売買目的有価証券

種類	(2018年6月22日現在)	(2019年6月24日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	118,272,125	142,723,507
合計	118,272,125	142,723,507

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2018年6月22日現在)

種類	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売 建				
アメリカドル	16,840,290	-	16,827,442	12,848
合 計	16,840,290	-	16,827,442	12,848

(2019年6月24日現在)

種類	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買 建				
アメリカドル	2,792,413	-	2,790,060	2,353
香港ドル	1,801,796	-	1,800,028	1,768
売 建				
アメリカドル	16,727,992	-	16,772,426	44,434
ユーロ	2,792,413	-	2,792,413	-
合 計	24,114,614	-	24,154,927	48,555

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下のように評価しております。

イ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表される外物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2)同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2017年6月23日 至 2018年6月22日	自 2018年6月23日 至 2019年6月24日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

(2018年6月22日現在)	(2019年6月24日現在)
1口当たり純資産額 1,8580円	1口当たり純資産額 2,1285円
(1万口当たり純資産額 18,580円)	(1万口当たり純資産額 21,285円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

(2019年6月24日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ ドル	GAZPROM NEFT-SPONSORED	9,900	31.70	313,830.00	
	LUKOIL PJSC-SPON	13,500	83.02	1,120,770.00	
	NOVATEK PJSC GDR REGS	5,348	205.00	1,096,340.00	
	PJSC GAZPROM	138,800	7.16	994,918.40	
	ROSNEFT OIL PJSC-GDR	88,300	6.59	581,897.00	
	SURGUTNEFTEGAS	450,000	0.65	292,500.00	
	TATNEFT PAO-SPONSORED GDR	8,000	72.76	582,080.00	
	TMK PAO GDR-REG S	52,450	3.88	203,506.00	
	ALROSA PJSC	214,200	1.41	303,949.80	
	MAGNITOGORSK IRON & STEEL WORKS	20,500	9.10	186,550.00	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	26,800	22.53	603,804.00	
	PHOSAGRO PJSC-GDR S	9,000	12.90	116,100.00	
	GLOBALTRA-SPONS GDR-S	20,000	9.15	183,000.00	
	OR PJSC	30,000	0.91	27,330.00	
	YANDEX NV-A	4,500	39.02	175,590.00	
	DETSKY MIR PJSC	74,050	1.36	100,782.05	
	X 5 RETAIL GROUP GDR	8,650	33.90	293,235.00	
	SBERBANK	77,600	15.30	1,187,280.00	
	TCS GROUP HOLDING	14,050	18.06	253,743.00	
	PJSC MOSCOW EXCHANGE-RTS	98,277	1.41	139,061.95	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ETALON GROUP GDR-S	58,000	2.04	118,610.00	
	MOBILE TELESYSTEMS	94,250	4.39	413,851.75	
	アメリカドル小計	1,516,175		9,288,728.95 (997,795,263)	
ユーロ	JERONIMO MARTINS	17,800	14.29	254,362.00	
	ATRIUM EUROPEAN REAL ESTATE	42,000	3.22	135,240.00	
	ユーロ小計	59,800		389,602.00 (47,624,948)	
イギリス ポンド	NOSTRUM OIL & GAS	53,000	0.56	29,839.00	
	KAZ MINERALS	26,400	5.84	154,387.20	
	WIZZ AIR HOLDINGS	5,075	34.55	175,341.25	
	イギリスピンド小計	84,475		359,567.45 (49,239,166)	
チェコ コルナ	PHILIP MORRIS CR AS	125	13,780.00	1,722,500.00	
	チェココルナ小計	125		1,722,500.00 (8,233,550)	
ハンガリー フォリント	OTP BANK	12,100	11,750.00	142,175,000.00	
	ハンガリーフォリント小計	12,100		142,175,000.00 (53,585,757)	
ポーランド ズロチ	CCC	5,000	162.20	811,000.00	
	CD PROJEKT	1,500	202.60	303,900.00	
	KRUK	6,500	186.30	1,210,950.00	
	WARSAW STOCK EXCHANGE	21,200	41.60	881,920.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD	47,500	43.26	2,054,850.00	
	UBEZPIECZEN	13,500	26.00	351,000.00	
	POLENERGIA	95,200		5,613,620.00 (161,335,438)	
	ポーランドズロチ小計				
香港ドル	UNITED COMPANY RUSAL	375,000	3.27	1,226,250.00	
	香港ドル小計	375,000		1,226,250.00 (16,860,937)	
	合計	2,142,875		1,334,675,059 (1,334,675,059)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
 3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 22銘柄	100.00%	74.76%
ユーロ	株式 2銘柄	100.00%	3.57%
イギリスポンド	株式 3銘柄	100.00%	3.69%
チェココルナ	株式 1銘柄	100.00%	0.62%
ハンガリーフォリント	株式 1銘柄	100.00%	4.01%
ポーランドズロチ	株式 6銘柄	100.00%	12.09%
香港ドル	株式 1銘柄	100.00%	1.26%

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2019年6月25日から2019年12月24日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2020年2月19日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

尾島 田代



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 欧州東方拡大株式ファンドの2019年6月25日から2019年12月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ 欧州東方拡大株式ファンドの2019年12月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年6月25日から2019年12月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間 (2019年6月24日現在)	当中間計算期間 (2019年12月24日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,355,624,679	1,441,822,618
未収入金	147,989	1,341,064
流動資産合計	1,355,772,668	1,443,163,682
資産合計	1,355,772,668	1,443,163,682
負債の部		
流動負債		
未払解約金	420,725	2,566,535
未払受託者報酬	711,095	723,324
未払委託者報酬	12,799,666	13,019,800
その他未払費用	710,980	723,192
流動負債合計	14,642,466	17,032,851
負債合計	14,642,466	17,032,851
純資産の部		
元本等		
元本	1,198,865,449	1,134,235,180
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損 金()	142,264,753	291,895,651
(分配準備積立金)	325,008,108	305,461,076
元本等合計	1,341,130,202	1,426,130,831
純資産合計	1,341,130,202	1,426,130,831
負債純資産合計	1,355,772,668	1,443,163,682

(2)【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2018年6月23日 至 2018年12月22日	当中間計算期間 自 2019年6月25日 至 2019年12月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,327,596	174,249,021
営業収益合計	1,327,596	174,249,021
営業費用		
受託者報酬	730,673	723,324
委託者報酬	13,152,065	13,019,800
その他費用	730,550	723,192
営業費用合計	14,613,288	14,466,316
営業利益又は営業損失()	13,285,692	159,782,705
経常利益又は経常損失()	13,285,692	159,782,705
中間純利益又は中間純損失()	13,285,692	159,782,705
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	5,021,123	2,824,535
期首剩余金又は期首次損金()	3,272,899	142,264,753
剩余金増加額又は欠損金減少額	801,404	1,149,046
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	415,339	-
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	386,065	1,149,046
剩余金減少額又は欠損金増加額	-	8,476,318
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	8,476,318
中間剩余金又は中間欠損金()	20,778,310	291,895,651

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基 準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
---------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間 (2019年6月24日現在)	当中間計算期間 (2019年12月24日現在)
1.期首元本額 1,339,541,742円	1.期首元本額 1,198,865,449円
期中追加設定元本額 15,066,572円	期中追加設定元本額 8,529,850円
期中解約元本額 155,742,865円	期中解約元本額 73,160,119円
2.計算期間末日における受益権の総数 1,198,865,449口	2.中間計算期間末日における受益権の総数 1,134,235,180口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2018年6月23日 至 2018年12月22日	当中間計算期間 自 2019年6月25日 至 2019年12月24日
投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部 又は一部を委託するために要する費用 委託者が受ける報酬(委託者報酬のうち、販 売会社へ支払う報酬を除いた金額)の40%の金 額を、当該報酬の中から支払っています。	投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部 又は一部を委託するために要する費用 同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間 (2019年6月24日現在)	当中間計算期間 (2019年12月24日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、 時価及びこれら の差額	貸借対照表計上額は期末の時価で 計上しているため、その差額はありま せん。	中間貸借対照表計上額は中間期末 の時価で計上しているため、その差額 はありません。
2. 時価の算定 方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載してあります。	(1)有価証券 同左

	<p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としてあります。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p> <p>同左</p>
--	---	--

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

前計算期間 (2019年6月24日現在)	当中間計算期間 (2019年12月24日現在)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

前計算期間 (2019年6月24日現在)	当中間計算期間 (2019年12月24日現在)
1口当たり純資産額 1,1187円 (1万口当たり純資産額 11,187円)	1口当たり純資産額 1,2574円 (1万口当たり純資産額 12,574円)

参考情報

当ファンドは、「インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区分	注記番号	(2019年6月24日現在)	(2019年12月24日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		18,797,482	1,173,564
コール・ローン		60,201	16,071,736
株式		1,334,675,059	1,392,442,433
派生商品評価勘定		168	11,019
未収入金		13,279,770	29,054,836
未収配当金		-	4,413,176
流動資産合計		1,366,812,680	1,443,166,764
資産合計		1,366,812,680	1,443,166,764
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		48,723	1,905
未払金		10,994,604	-
未払解約金		147,989	1,341,064
未払利息		-	44
流動負債合計		11,191,316	1,343,013
負債合計		11,191,316	1,343,013
純資産の部			
元本等			
元本		636,892,027	597,052,722
剰余金			
剰余金又は欠損金()		718,729,337	844,771,029
元本等合計		1,355,621,364	1,441,823,751
純資産合計		1,355,621,364	1,441,823,751
負債純資産合計		1,366,812,680	1,443,166,764

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。)又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等 の評価基準及び 評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表 作成のための基 本となる重要な 事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2019年6月24日現在)		
1. 本書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額		727,848,578円
同期中における追加設定元本額		7,993,842円
同期中における解約元本額		98,950,393円
同計算期間末日における元本の内訳 (保有ファンド名)	(金額)	
インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド		636,892,027円
合計		636,892,027円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における 当該親投資信託の受益権の総数		636,892,027口

(2019年12月24日現在)		
1. 本書における開示対象ファンドの期首における		
当該親投資信託の元本額		636,892,027円
同期中における追加設定元本額		4,459,517円
同期中における解約元本額		44,298,822円
同中間計算期間末日における元本の内訳		
(保有ファンド名)		(金額)
インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド		597,052,722円
合計		597,052,722円
2. 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における		
当該親投資信託の受益権の総数		597,052,722口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2019年6月24日現在)	(2019年12月24日現在)
1. 貸借対照表 計上額、時価 及びこれら の差額	貸借対照表計上額は本書における 開示対象ファンドの計算期間末日の 時価で計上しているため、その差額は ありません。	貸借対照表計上額は本書における 開示対象ファンドの中間計算期間末 日の時価で計上しているため、その差 額はありません。
2. 時価の算定 方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に 関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する 注記)」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、 短期間で決済されることから、時価 は帳簿価額と近似しているため、当 該金融商品の時価を帳簿価額として あります。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の 時価等に關 する事項の 補足事項	当ファンドに投資する証券投資信 託の「(金融商品に関する注記)」に記 載しております。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2019年6月24日現在)

種類	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカドル	2,792,413	-	2,790,060	2,353
香港ドル	1,801,796	-	1,800,028	1,768
売建				
アメリカドル	16,727,992	-	16,772,426	44,434
ユーロ	2,792,413	-	2,792,413	-
合計	24,114,614	-	24,154,927	48,555

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下のように評価しております。

イ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2)同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(2019年12月24日現在)

種類	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				
買建				
アメリカドル	5,333,721	-	5,335,157	1,436
売建				
アメリカドル	2,562,377	-	2,563,312	935
ユーロ	252,096	-	252,658	562
ハンガリーフォリント	1,401,005	-	1,399,859	1,146
ポーランドズロチ	3,096,817	-	3,089,203	7,614
香港ドル	583,803	-	583,388	415
合計	13,229,819	-	13,223,577	9,114

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1)本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

同中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によります。

イ)同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2)同中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(1口当たり情報に関する注記)

(2019年6月24日現在)	(2019年12月24日現在)
1口当たり純資産額 2,1285円 (1万口当たり純資産額 21,285円)	1口当たり純資産額 2,4149円 (1万口当たり純資産額 24,149円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2020年1月31日現在)

資産総額	1,402,706,793 円
負債総額	3,610,055 円
純資産総額(-)	1,399,096,738 円
発行済数量	1,113,134,456 口
1単位当たり純資産額(/)	1.2569 円

(参考)インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド

資産総額	1,402,695,372 円
負債総額	296,943 円
純資産総額(-)	1,402,398,429 円
発行済数量	579,675,878 口
1単位当たり純資産額(/)	2.4193 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	<p>委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</p> <p>受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</p>
受益権の譲渡	<p>受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。</p> <p>上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p>
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

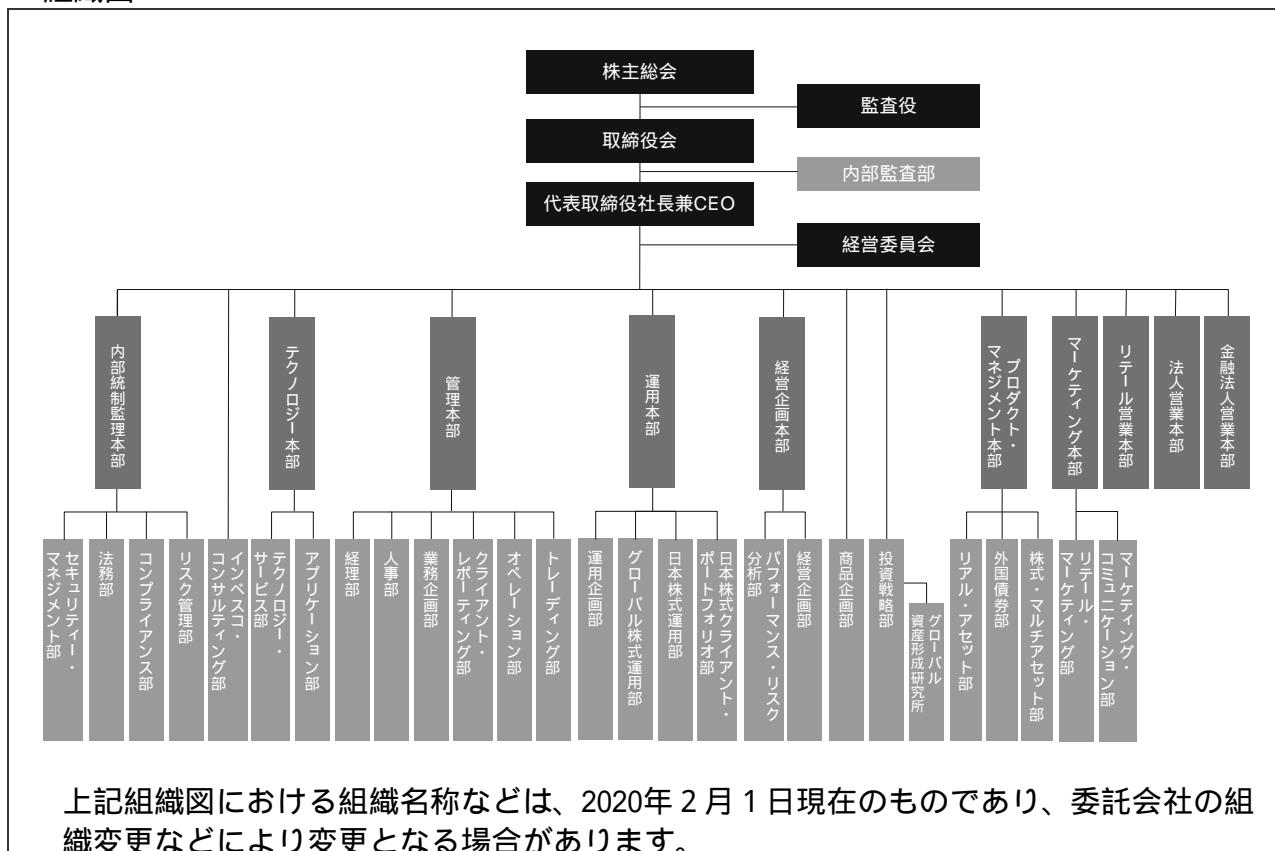
1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2020年1月31日 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近5カ年における 主な資本金の額の増 減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

組織圖



会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として隔月で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do (実行)	運用部門のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	運用リスク管理委員会（原則、月次で開催）は、リスク管理委員会（原則、隔月で開催）の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。												
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(2020年1月31日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的性格</th> <th>ファンド数</th> <th>純資産総額(単位：百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式投資信託</td> <td>123</td> <td>1,459,859</td> </tr> <tr> <td>公社債投資信託</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>123</td> <td>1,459,859</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。</p>	基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)	株式投資信託	123	1,459,859	公社債投資信託	-	-	合計	123	1,459,859
基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)											
株式投資信託	123	1,459,859											
公社債投資信託	-	-											
合計	123	1,459,859											

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年3月10日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐野一郎


当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2018年12月31日)		当事業年度 (2019年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)				
流動資産				
預金		2,394,399		2,102,723
前払費用		93,498		93,464
未収入金		830,023		1,334,813
未収委託者報酬		432,532		420,904
未収運用受託報酬		574,921		517,283
未収投資助言報酬		14,244		14,975
未収還付法人税等		160,546		-
短期貸付金 1		2,000,000		2,500,000
その他の流動資産		524		511
流動資産計		6,500,692		6,984,676
固定資産				
有形固定資産 2				
建物附属設備		97,281		87,250
器具備品		57,676		83,433
建設仮勘定		328		22,651
リース資産		1,978		10,641
無形固定資産				203,976
ソフトウェア		64,736		61,134
ソフトウェア仮勘定		4,228		5,982
電話加入権		3,972		3,972
のれん		287,253		262,274
顧客関連資産		1,539,810		1,405,914
投資その他の資産				1,739,277
投資有価証券		5,097		11,975
差入保証金		387,318		386,931
繰延税金資産		-		568,034
その他の投資		3,213		6,045
固定資産計		2,452,896		2,916,240
資産合計		8,953,588		9,900,916

(単位：千円)

科目	前事業年度 (2018年12月31日)		当事業年度 (2019年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)				
流動負債				
預り金		39,469		42,071
リース債務		2,178		3,043
未払金				
未払償還金		-		37
未払手数料		97,269		84,787
その他未払金		198,771		229,112
未払費用		296,040		313,937
未払法人税等		227,830		221,804
未払消費税等		-		223,999
賞与引当金		31,944		40,956
その他の流動負債		1,139,420		1,307,575
流動負債計		20,183		22,543
		1,757,068		2,175,932
固定負債				
長期預り金		117,535		117,535
リース債務		-		8,664
退職給付引当金		652,632		721,038
役員退職慰労引当金		98,981		111,506
資産除去債務		82,225		82,085
繰延税金負債		3,006		-
固定負債計		954,381		1,040,829
負債合計		2,711,450		3,216,762
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953	1,406,953	1,406,953	1,406,953
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	834,830	834,830	1,276,443	1,276,443
利益剰余金合計		834,830		1,276,443
株主資本合計		6,241,783		6,683,396
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		354		757
評価・換算差額等合計		354		757
純資産合計		6,242,138		6,684,154
負債・純資産合計		8,953,588		9,900,916

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		2,520,359		2,225,658
運用受託報酬		2,718,513		2,853,116
投資助言報酬		78,933		71,673
その他営業収益		3,467,662		3,618,920
営業収益計		8,785,469		8,769,368
営業費用				
支払手数料		870,147		757,626
広告宣伝費		109,079		109,237
調査費				
調査費		308,246		307,384
委託調査費		774,827		625,973
図書費		1,984		1,545
委託計算費		1,085,058		934,904
営業雜経費		344,946		310,498
通信費		19,794		19,142
印刷費		70,434		81,871
協会費		12,691		11,237
営業費用計		102,921		112,251
一般管理費		2,512,154		2,224,518
給料				
役員報酬		99,143		99,143
給料・手当		1,762,821		1,872,168
賞与		386,987		399,738
交際費		2,248,952		2,371,050
寄付金		53,222		23,807
旅費交通費		1,191		1,200
租税公課		179,085		180,237
不動産賃借料		83,433		80,707
退職給付費用		372,163		367,305
役員退職慰労引当金繰入額		170,276		195,896
賞与引当金繰入額		12,524		12,524
減価償却費		1,139,420		1,307,575
福利厚生費		212,422		219,607
諸経費		267,659		283,336
一般管理費計		1,352,114		1,408,990
営業利益		6,092,465		6,452,239
		180,849		92,611

(単位：千円)

科目	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益				
受取利息 1		30,888		43,944
保険配当金		4,496		3,857
投資有価証券損益		-		1
雜益		1,139		179
営業外収益計		36,524		47,983
営業外費用				
支払利息		45		14
為替換算差損		2,537		3,948
固定資産除却損		41		73
雜損		0		4,044
営業外費用計		2,624		8,081
経常利益		214,749		132,513
税引前当期純利益		214,749		132,513
法人税、住民税及び事業税		191,008		262,118
法人税等調整額		219,669		571,218
法人税等計		410,678		309,099
当期純利益又は当期純損失()		195,928		441,613

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,030,758	1,030,758	6,437,711
当期変動額						
当期純損失()				195,928	195,928	195,928
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	195,928	195,928	195,928
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	834,830	834,830	6,241,783

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	763	763	6,438,475
当期変動額			
当期純損失()			195,928
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)	408	408	408
当期変動額合計	408	408	196,336
当期末残高	354	354	6,242,138

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	834,830	834,830	6,241,783
当期変動額						
当期純利益				441,613	441,613	441,613
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	441,613	441,613	441,613
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,276,443	1,276,443	6,683,396

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	354	354	6,242,138
当期変動額			
当期純利益			441,613
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	402	402	402
当期変動額合計	402	402	442,015
当期末残高	757	757	6,684,154

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5~18年

器具備品 3~15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差益又は為替換算差損として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によってあります。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用して認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
短期貸付金	2,000,000	2,500,000

2 有形固定資産の減価償却累計額

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	361,616	391,242

(損益計算書関係)

1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
受取利息	30,888	43,944

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額
該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

1. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
1年内	249,762	249,762
1年超	416,270	166,508
合計	666,032	416,270

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社より資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	2,394,399	2,394,399	-
(2)未収入金	830,023	830,023	-
(3)未収委託者報酬	432,532	432,532	-
(4)未収運用受託報酬	574,921	574,921	-
(5)未収投資助言報酬	14,244	14,244	-
(6)未収還付法人税等	160,546	160,546	-
(7)短期貸付金	2,000,000	2,000,000	-
(8)投資有価証券			
その他有価証券	5,097	5,097	-
(9)差入保証金	387,318	387,372	53
資産計	6,799,084	6,799,138	53
(1)預り金	(39,469)	(39,469)	-
(2)未払手数料	(97,269)	(97,269)	-
(3)その他未払金	(198,771)	(198,771)	-
(4)未払費用	(227,830)	(227,830)	-
(5)未払消費税等	(31,944)	(31,944)	-
(6)長期預り金	(117,535)	(117,552)	17
負債計	(712,821)	(712,838)	17

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

当事業年度（2019年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	2,102,723	2,102,723	-
(2)未収入金	1,334,813	1,334,813	-
(3)未収委託者報酬	420,904	420,904	-
(4)未収運用受託報酬	517,283	517,283	-
(5)未収投資助言報酬	14,975	14,975	-
(6)短期貸付金	2,500,000	2,500,000	-
(7)投資有価証券 その他有価証券	11,975	11,975	-
(8)差入保証金	386,931	386,863	67
資産計	7,289,606	7,289,539	67
(1)預り金	(42,071)	(42,071)	-
(2)未払手数料	(84,787)	(84,787)	-
(3)その他未払金	(229,112)	(229,112)	-
(4)未払費用	(221,804)	(221,804)	-
(5)未払法人税等	(223,999)	(223,999)	-
(6)未払消費税等	(40,956)	(40,956)	-
(7)長期預り金	(117,535)	(117,513)	21
負債計	(960,267)	(960,245)	21

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

前事業年度（2018年12月31日）

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬 (6)未収
還付法人税等 (7)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によつ
ております。

(8)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(9)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現
在価値により算定しております。

負債

(1)預り金 (2)未払手数料 (3)その他未払金 (4)未払費用 (5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(6)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

当事業年度（2019年12月31日）

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬 (6)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(7)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(8)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)預り金 (2)未払手数料 (3)その他未払金 (4)未払費用 (5)未払法人税等 (6)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(7)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	2,394,399	-	-
(2)未収入金	830,023	-	-
(3)未収委託者報酬	432,532	-	-
(4)未収運用受託報酬	574,921	-	-
(5)未収投資助言報酬	14,244	-	-
(6)未収還付法人税等	160,546	-	-
(7)短期貸付金	2,000,000	-	-
(8)差入保証金	-	387,318	-
合計	6,406,669	387,318	-

当事業年度（2019年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	2,102,723	-	-
(2)未収入金	1,334,813	-	-
(3)未収委託者報酬	420,904	-	-
(4)未収運用受託報酬	517,283	-	-
(5)未収投資助言報酬	14,975	-	-
(6)短期貸付金	2,500,000	-	-
(7)差入保証金	-	386,931	-
合計	6,890,699	386,931	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2018年12月31日)

(単位 : 千円)

	取得原価	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	2,385	3,238	853
小計	2,385	3,238	853
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	2,200	1,858	341
小計	2,200	1,858	341
合計	4,585	5,097	511

当事業年度 (2019年12月31日)

(単位 : 千円)

	取得原価	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	8,883	9,979	1,095
小計	8,883	9,979	1,095
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	2,000	1,996	3
小計	2,000	1,996	3
合計	10,883	11,975	1,092

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

前事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

前事業年度 (2018年12月31日)	
退職給付引当金の期首残高	589,090
退職給付費用	131,621
退職給付の支払額	65,538
その他の未払金への振替額	2,540
退職給付引当金の期末残高	652,632

（2）退職給付に関連する損益

（単位：千円）

前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
簡便法で計算した退職給付費用	131,621

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）において、38,655千円であります。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

当事業年度 (2019年12月31日)	
退職給付引当金の期首残高	652,632
退職給付費用	156,956
退職給付の支払額	65,897
その他の未払金への振替額	22,653
退職給付引当金の期末残高	721,038

(2) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
簡便法で計算した退職給付費用	156,956

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）において、38,940千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	348,890	400,379
未払費用	24,096	27,123
未払退職金	777	6,936
株式報酬費用	92,535	94,642
退職給付引当金	199,836	220,781
役員退職給付引当金	30,308	34,143
資産除去債務	25,177	25,134
その他	19,866	41,068
繰延税金資産小計	741,489	850,209
評価性引当額	741,489	280,059
繰延税金資産合計	-	570,149
 繰延税金負債		
資産除去債務	2,850	1,781
その他有価証券評価差額金	156	334
繰延税金負債合計	3,006	2,115
繰延税金資産（負債）の純額	3,006	568,034

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2018年12月31日）

法定実効税率	30.8%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	53.7%
住民税均等割等	1.7%
評価性引当額の増減額	100.5%
税率変更による影響額	2.7%
その他	1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	191.2%

当事業年度（2019年12月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	86.2%
住民税均等割等	2.8%
評価性引当額の増減額	348.2%
過年度法人税等調整額	4.3%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	233.2%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は 0.17%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期首残高	82,365	82,225
時の経過による調整額	139	139
当期末残高	82,225	82,085

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,652,677	3,338,360	1,122,760	151,311	6,265,110

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えていため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,872,703	投信投資顧問業
Invesco Senior Secured Management, Inc.	1,021,034	投信投資顧問業

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないので、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,896,061	3,144,550	1,320,253	182,844	6,543,710

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えていたため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	2,350,935	投信投資顧問業
Invesco Management SA	345,967	投信投資顧問業

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないので、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Tham es, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	8,068,468 千米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	資金の貸付	2,000,000	短期貸付金	2,000,000

(注1)資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Tham es, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,328,158 千米ドル	持株会社	(被所有) 間接 100%	資金の貸付	資金の返済 資金の貸付	500,000 1,000,000	短期貸付金	2,500,000

(注1)資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	1,653,096 千米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	2,267,772	未収入金	391,668
親会社の子会社	Invesco Senior Secured Management, Inc.	1166 Avenue of the Americas New York, NY 10036, USA	4,502 千米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	1,021,034	未収入金	133,686

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれてありません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers, Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,867,943 千米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	2,442,881	未収入金	958,169
親会社の子会社	Invesco Senior Secured Management, Inc.	1166 Avenue of the Americas New York, NY 10036, USA	4,502 千米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	687,941	未収入金	46,475

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれてありません。

(注2) 運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd. (非上場)

Invesco Holdings Company Ltd. (非上場)

Invesco Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1 株当たり純資産額 156,053円46銭	1 株当たり純資産額 167,103円85銭
1 株当たり当期純損失金額() 4,898円20銭	1 株当たり当期純利益金額 11,040円32銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純利益又は 当期純損失()(千円)	195,928	441,613
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	195,928	441,613
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
期中平均株式数(株)	40,000	40,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	<p>a . 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。</p> <p>b . 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。</p> <p>c . 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。</p> <p>d . 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。</p> <p>e . 上記 c . および d . に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。</p>
-----------------------------	---

5 【その他】

定款の変更等	定款の変更是、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

信託約款

追加型証券投資信託 インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド 運用の基本方針

約款第23条に基づき委託者の定める運用方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

中長期的視点に立った企業収益の成長性などに焦点を当て、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、東欧諸国およびロシアの株式を中心に投資します。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

中長期的な企業収益の成長性、市場の流動性、株価のバリュエーション(投資価値)などを総合的に勘案して選定した銘柄に投資します。

資産動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資状況によりマザーファンドと同様の運用を行う場合があります。

インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに実質的運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

株式および預託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

マザーファンド受益証券への投資割合については制限を設けません。

外貨建資産の実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式および預託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

信託約款

3. 収益分配方針

年1回の決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

収益分配金額は、委託者が、基準価額水準、市況動向を勘案して決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

信託約款

追加型証券投資信託 インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド 信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金2億2000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項または第58条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、2億2000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」とい

信託約款

ます。)。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

第13条 委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第8条の規定により分割される受益権を、その取得者に対し、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、別に定める契約で規定する取得申込の方法によるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項で定める手数料及び当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額(その減免を含む)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

委託者または委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、別に定める証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)の休業日には、第1項による受益権の取得の申込に応じないものとします。

第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国およびその関連諸地域における非常事態(非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争時)により市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託者の独自の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込を取り消すことができます。

(受益証券の種類)

第14条 <削除>

信託約款

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第17条 <削除>

(記名式の受益証券の再交付)

第18条 <削除>

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第19条 <削除>

(受益証券の再交付の費用)

第20条 <削除>

(投資の対象とする資産の種類)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条および第30条に定めるものに限ります。）
3. 約束手形
4. 金銭債権

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第22条 委託者（第24条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、第23条、第25条から第31条まで、第33条、第39条から第42条までについて同じ。）は、信託金を、主としてインベスコ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

信託約款

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号（投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を前項に掲げる金融商品により、運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第22条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第35条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第21条、第22条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等、ならびに第28条から第31条まで、第33条、第39条から第41条までに掲げる取引を行うことができます。

前項の取扱いは、第21条、第22条第1項および同条第2項、ならびに第28条から第31条まで、第33条、第39条から第41条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第23条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（運用の権限委託）

第24条 委託者は、実質的運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド

所在地：英国 オックスフォードシャー

前項の委託を受けた者が受け取る報酬は、第47条に基づいて委託者が受ける報酬から、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、投資信託財産の純資産総額に年1万分の40の率を乗じて得た金額とします。

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第25条 委託者が投資することを指図する株式および新株引受権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されて

信託約款

いる株式会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券についてはこの限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第25条の2 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該実質比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該実質比率以内となるよう調整を行うものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第26条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

投資信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第29条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第30条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

信託約款

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券貸付の指図および範囲)

第31条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第33条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

第1項および第2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(外貨建資産の円換算および予約外貨の評価)

第34条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第35条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められるこ
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行

信託約款

為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第36条 <削除>

(混藏寄託)

第37条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混藏寄託することができるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第38条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券の売却等の指図)

第39条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第40条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第41条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当にあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行つた有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当にあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当のための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当のための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第42条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第43条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行、または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、株式の清算分配金、株式の配当金、およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

信託約款

(信託の計算期間)

第44条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月23日から翌年6月22日までとします。ただし、第1計算期間については、平成17年6月14日から平成18年6月22日までとします。

前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(投資信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第46条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、受益権の管理事務に関連する費用、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、目論見書、信託約款、信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面、運用報告書の作成、印刷、交付、提出、届出に係る費用を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けすることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等の総額)

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1万分の190（税抜）の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、投資信託財産中から支弁します。

(利益の処理方法)

第48条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第49条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第50条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第50条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託者は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

信託約款

第50条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社または登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（受益証券の保護預り）

第50条の2 <削除>

（収益分配金および償還金の時効）

第51条 受益者が、収益分配金については第50条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第50条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第52条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、別に定める証券取引所の休業日には、第1項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

信託約款

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、委託者は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（受益権の買取）

第53条 委託者の指定する証券会社または登録金融機関は1口単位をもってこの信託にかかる受益権を買取ることができます。

前項の場合、受益権の買取価額は、買取申込を受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取に関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、証券取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取を中止することができます。

前項により受益権の買取が中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取を受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第54条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、設定日より1年を経過した後、受益権の総口数が25億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第55条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第59条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第56条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第59条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第57条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業

信託約款

を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第58条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第59条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第59条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第60条 第54条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第54条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関の協議により決定するものとします。

(公告)

第61条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第61条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第62条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条（受益証券の種類）から第20条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

信託約款

上記により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年6月14日

委託者 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

. 証券取引所

約款第13条第5項および第52条第5項に規定する「別に定める証券取引所」とは、次のものをいいます。

ロンドン証券取引所

信託約款

「インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド」信託約款（抜粋） 運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める運用方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

東欧諸国およびロシアの証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式（国外に上場するDR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式の投資にあたっては、東欧諸国およびロシアの企業の株式を中心に、主たる企業活動がロシアおよび東欧地域である外国企業の株式にも投資します。

中長期的な企業収益の成長性、市場の流動性、株価のバリュエーション（投資価値）などを総合的に勘案して選定した銘柄に投資します。

株式の組み入れ比率は原則として高位を保ちます。なお、市況動向などによっては一時的に株式組み入れ比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産に関しては原則として為替ヘッジを行いません。

資産動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

株式および預託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式および預託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。